

第2回社会福祉審議会資料

「社会福祉施設等施設整備事業における国庫協議」について

平成29年2月9日

障がい福祉課

本審議会においては、国の当初予算に係る社会福祉施設等施設整備費国庫補助協議の実施に当たり、満たすべき基準の整理と、優先順位を付するための県基準を例年秋に開催の第一回審議会において審議いただき、第二回審議会において、当該基準によって付した整備希望案件に係る優先順位について、審議いただいています。

先般、国の経済対策に係る補正予算で、相模原市の障害者支援施設で発生した連続殺傷事件を受け、利用者の安全安心を確保するため、障害福祉サービス事業所等の防犯対策に要する施設整備費の補助を含めた、社会福祉施設等施設整備費補助金について118億円計上されました。

○平成28年度補正協議分について

第一回社会福祉審議会です承いただいた基準に基づき優先順位を付した整備希望案件について、国庫協議を行うにあたり、審議会委員の皆様へ優先順位について意見照会した結果、特段意見等はなく、別添のとおり国庫協議資料を提出しましたことをご報告します。

基準に従い、障害者支援施設と共同生活援助(グループホーム)にかかる防犯対策整備を優先し、次に、圏域における県障害福祉計画の整備計画達成率がより少ないサービスについて、定員を増加させる整備を優先するよう順位付けを行いました。

資料1-1「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議対象施設選定基準」

資料1-2「平成28年度県障害福祉計画におけるサービス需要見込と現サービス提供体制との比較表」

資料1-3「平成28年度補正社会福祉施設等施設整備事業 実施希望一覧」

○平成29年度当初協議分について(今後国庫協議予定分)

第一回社会福祉審議会です承いただいた基準に基づき優先順位を付した整備希望案件について、審議方よろしくお願ひします。

圏域における県障害福祉計画の整備計画達成率がより少ないサービスについて、定員を増加させる整備を優先し、次に、改修等定員を増加させない整備、最後に計画達成率が充足している事業を優先するよう順位付けを行いました。

資料1-4「平成29年度県障害福祉計画におけるサービス需要見込と現サービス提供体制との比較表」

資料1-5「平成29年度当初社会福祉施設等施設整備事業 実施希望一覧」

平成28年10月20日  
障がい福祉課

I 目的

平成28年度補正分及び平成29年度分社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、満たすべき基準の整理と、優先順位を付すための県基準を定める。(今後の国庫協議方針は現時点で不明であるが、一県当たりの協議数制限又は予算制限が設定された場合は、本基準により優先順位の高いものから国庫協議を行うこととする。)

II 選定方法

国が設定している選定対象施設の基準を満たす事業について、県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、県の優先順位を付す必要があるため、国が示している留意事項及び県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

1 国留意事項

項目	内容
(1) 障害福祉計画との適合性	現行の障害福祉圏域及び市町村の障害福祉サービスの需要見込みとサービスの提供体制を比較し優先度が高いと考えられるもの。
(2) 実態把握に基づく施設整備計画	①単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められること。 ②施設の整備目的、計画等が具体的であること。
(3) 関係市町村との調整	①関係市町村との調整が行われていることを前提とし、新たに事業所を創設する場合には整備予定地の市町村長の意見書が添付されていること。 ②施設の建設に当たっては、近隣住民に対する説明や対応を十分に行い理解を得ること。
(4) 用地確保	建設用地の確保が確実であること。
(5) 実施主体の適格性	①役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能と考えられるもの。 ②法人の指導監督を担当する部局に対し意見を求めるなど当該施設を設置する適格性について厳格な審査を行うこと。
(6) 民間補助金との重複	民間補助金の申請と重複しないこと。
(7) 事業実施の確実性	障害福祉サービスの趣旨、利用対象者、指定基準、報酬等を十分検討し着実に事業が実施できると考えられるもの。
(8) 立地等	創設の場合は、障がい者が地域社会と日常的に交流出来るよう立地等で配慮されているもの。
(9) グループホームの立地・規模等	① 創設の場合は、住宅又は住宅と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ原則として入所施設、病院の敷地外にあること。 ② 創設の場合は1 共同生活住居の定員が4人以上10人以下であるもの。

## 2 県優先項目

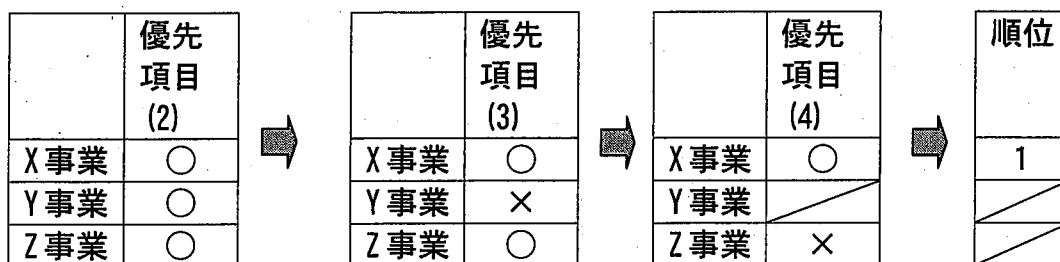
整備区分	優先項目	理由
B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備	(1) グループホームにスプリンクラーを設置する大規模改修。(消防法上の設置義務のある事業所に限る。)	消防法施行令改正により既存グループホームのうち支援区分の高い者が大半を占めるグループホームにスプリンクラー設置義務が生じたことによる。
	(2) 障害者支援施設の防犯対策に要する経費(定員・面積の多い施設を優先する。)	相模原市で発生した障害者支援施設における連続殺傷事件を受け、夜間障がい者が入所・居住している事業所の防犯対策に要する施設整備費の補助を行うことにより利用者の安全安心を確保する必要がある。
	(3) グループホームの防犯対策に要する経費(定員・面積の多い施設を優先する。)	
A 定員を増加させる整備	(1) 圏域におけるサービス提供体制(定員)の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより少ないサービスの整備。	圏域において不足しているサービスを充足させるため。
	(2) ①強度行動障がい者、②重度障がい児者、③精神障がい者(グループホームに限る)を対象とするもの。(①、②、③の順で優先とする。)	・入所施設、病院、自宅からの移行ニーズ及び在宅生活の支援のため地域の受け皿となる環境の整備が必要。 ・特定のケアが必要な方への受け皿の拡大が必要。
	(3) 増加する定員がより多いもの。	地域における受け皿の拡大
	(4) 市町村におけるサービス提供体制(定員)の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより少ないサービスの整備。	市町村において不足しているサービスを充足させるため。
	(5) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	事業の公平性を確保するため。
	(6) 整備予定が、合併前の旧4市以外に位置するもの。	
B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備	(1) 安全確保のために早急な改修が必要となる修繕等。	利用者への影響の大きさを踏まえ、より必要性の高い事業を優先的に扱う。
	(2) 利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。	
	(3) (1)、(2)以外の修繕等	
	(4) 入所施設又は居住サービス事業所である。	
	(5) ①強度行動障がい者、②重度障がい児者を対象とするもの。(①、②の順で優先とする。)	
	(6) 圏域におけるサービス提供体制(定員)の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより少ないサービスの整備。	
	(7) 耐用年数に対する経過年数の割合が高いもの。	
	(8) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	

### 3 協議順位の決定方法

- ア 原則、「A 定員を増加させる整備」を優先とする。（スプリンクラー整備等を除く。）
- イ 「A 定員を増加させる整備」において、圏域におけるサービス提供体制が、県障害福祉計画の整備計画を上回る場合は、「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」の方を優先とする。
- ウ 優先すべき項目(1) 圏域におけるサービス提供体制がより少ないサービスの整備において、複数の整備がある場合は、段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たす事業に決定する。
- エ 順位が決定した場合は、当該順位における整備後の圏域におけるサービス提供体制において、以下の順位を決定する。

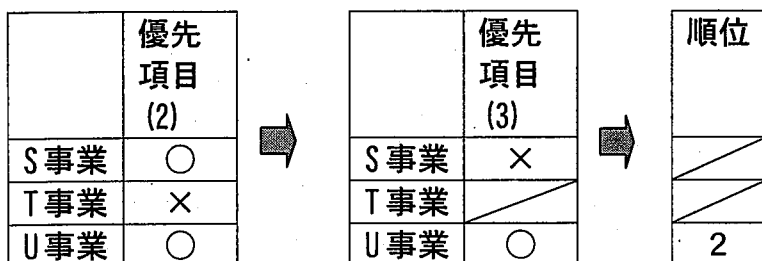
<例>

優先項目(1)で、東部圏域のグループホームが一番、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が低く、東部圏域のグループホームの整備をX、Y、Zが希望している場合。



上図のとおり段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たしたXが1位と決定。1位となったXの整備を行なったとして、東部圏域のグループホームの県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制を修正。

これにより、中部圏域の生活介護が一番、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が低く、中部圏域の生活介護の整備をS、T、Uが希望している場合。



同様に、段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たすU事業2位と決定。

2位となったUの整備を行ったとして、中部圏域の生活介護の県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制を修正し、その後、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が一番低いものが優先とする。

**平成28年度県障害福祉計画におけるサービス需要見込と現サービス提供体制との比較表**

平成28年11月4日現在

第四期鳥取県障害福祉計画(H27~29)における平成28年度の需要見込と、現在のサービス提供体制との比較

**平成28年度需要見込と現サービス提供体制の比較**

サービス種別	圏域	東部	中部	西部
	項目	利用者数	利用者数	利用者数
生活介護	H28計画値	834人	337人	570人
	現提供体制	606人	447人	456人
	比較	-228人	110人	-114人
		72.7%	132.6%	80.0%
自立訓練 (機能訓練)	H28計画値	28人	3人	5人
	現提供体制	30人	人	人
	比較	2人	-3人	-5人
		107.1%	0.0%	0.0%
自立訓練 (生活訓練)	H28計画値	38人	33人	37人
	現提供体制	37人	42人	26人
	比較	-1人	9人	-11人
		97.4%	127.3%	70.3%
就労移行支援	H28計画値	134人	48人	50人
	現提供体制	100人	18人	31人
	比較	-34人	-30人	-19人
		74.6%	37.5%	62.0%
就労継続支援 (A型)	H28計画値	194人	83人	200人
	現提供体制	219人	66人	208人
	比較	25人	-17人	8人
		112.9%	79.5%	104.0%
就労継続支援 (B型)	H28計画値	1010人	428人	908人
	現提供体制	1387人	373人	1016人
	比較	377人	-55人	108人
		137.3%	87.1%	111.9%
短期入所	H28計画値	80人	43人	136人
	現提供体制	20人+空床	11人+空床	60人+空床
	比較	-60人	-32人	-76人
		25.0%	25.6%	44.1%
グループホーム	H28計画値	237人	179人	288人
	現提供体制	268人	187人	269人
	比較	31人	8人	-19人
		113.1%	104.5%	93.4%

サービス種別	圏域	東部	中部	西部
	項目	利用者数	利用者数	利用者数
児童発達支援	H28計画値	77人	54人	89人
	現提供体制	130人	38人	70人
	比較	53人	-16人	-19人
		168.8%	70.4%	78.7%
放課後等デイサービス	H28計画値	164人	89人	112人
	現提供体制	165人	33人	130人
	比較	1人	-56人	18人
		100.6%	37.1%	116.1%
医療型児童発達支援	H28計画値	16人	24人	26人
	現提供体制	40人	20人	30人
	比較	24人	-4人	4人
		250.0%	83.3%	115.4%



平成28年度補正社会福祉施設等施設整備事業 実施希望一覧

資料1-3

【B 定員を増加を伴わない立替え、改修等の整備(防犯対策)】

優先順位	法人名	代表者	施設名	種別 ( )は、整備後追加	整備区分	整備概要	定員 (カッコ内は整備前)	所在地	対象経費の 実支出額	県補助金	うち国費	法人負担	優先項目
1	社会福祉法人しらゆり会	理事長 国頭正己	光洋の里	障害者支援施設	大規模修繕	防犯対策の強化のため、以下の整備を行う。 ・監視カメラシステム	70	境港市	432	324	216	108	障害者支援施設の防犯対策に要する経費である。 (定員・面積の多い施設を優先する。)
2	社会福祉法人敬仁会	理事長 藤井敬子	敬仁会館	障害者支援施設	大規模修繕	防犯対策の強化のため、以下の整備を行う。 ・監視カメラシステム ・警察への非常通報装置	65	倉吉市	891	668	445	223	障害者支援施設の防犯対策に要する経費である。 (定員・面積の多い施設を優先する。)
3	社会福祉法人十仁会	理事長 野島丈夫	ヴェルヴェチア	障害者支援施設	大規模修繕	防犯対策の強化のため、以下の整備を行う。 ・警察への非常通報装置	50	倉吉市	453	339	226	114	障害者支援施設の防犯対策に要する経費である。 (定員・面積の多い施設を優先する。)
4	社会福祉法人あすなろ会	理事長 相沢英之	松の聖母学園成人寮	障害者支援施設	大規模修繕	防犯対策の強化のため、以下の整備を行う。 ・外周フェンスの設置	40	鳥取市	3,888	2,916	1,944	972	障害者支援施設の防犯対策に要する経費である。 (定員・面積の多い施設を優先する。)
5	社会福祉法人希望の家	理事長 竹田哲男	希望の家	障害者支援施設	大規模修繕	防犯対策の強化のため、以下の整備を行う。 ・警察への非常通報装置	38	倉吉市	410	307	204	103	障害者支援施設の防犯対策に要する経費である。 (定員・面積の多い施設を優先する。)
6	社会福祉法人遊歩	理事長 角喜美江	夜見われもこの家	GH	大規模修繕	防犯対策の強化のため、以下の整備を行う。 ・監視カメラシステム	6	米子市	486	364	242	122	グループホームの防犯対策に要する経費である。 (定員・面積の多い施設を優先する。)
7	社会福祉法人遊歩	理事長 角喜美江	第二夜見われもこの家	GH	大規模修繕	防犯対策の強化のため、以下の整備を行う。 ・監視カメラシステム	6	米子市	486	364	242	122	グループホームの防犯対策に要する経費である。 (定員・面積の多い施設を優先する。)
小 計									7,046	5,282	3,519	1,764	

【A 定員を増加させる整備】

(単位:千円)

優先順位	法人名	代表者	施設名	種別 ( )は、整備後追加	整備区分	整備概要	定員 (カッコ内は整備前)	所在地	対象経費の 実支出額	県補助金	うち国費	法人負担	優先項目	
													圏域におけるサービス提供体制がより少ないものを優先する	障害福祉計画の整備計画達成率
8	社会福祉法人和	理事長 吉田忠男	ホームゆめ	GH・短期入所	創設	重症心身障がい者と行動障害者の受け入れを行うGHの創設。(短期入所を併設)	GH 6 短期入所 2 (0)	倉吉市	57,456	39,990	26,660	17,466	中部圏域一短期入所 【重度対応】	25.6%→30.2%
9	社会福祉法人もみの木福祉会	理事長 吉持武平	フラワー(仮)	GH	創設	重度・高齢化という障がい者の直面している多様なニーズに対応するため、平屋建・バリアフリー化したグループホームを創設する。	GH 6 (0)	米子市	49,863	23,100	15,400	26,763	西部圏域一共同生活援助	93.4%→95.5%
小 計									107,319	63,090	42,060	44,229		

【B 定員を増加を伴わない立替え、改修等の整備】

優先順位	法人名	代表者	施設名	種別 ( )は、整備後追加	整備区分	整備概要	定員 (カッコ内は整備前)	所在地	対象経費の 実支出額	県補助金	うち国費	法人負担	優先項目				
													処遇改善	入所施設	強度行動又は重度障がい者対象	圏域におけるサービス提供体制がより少ないものを優先する	
10	社会福祉法人敬仁会	理事長 藤井敬子	よなご大平園	生活介護・就労継続	大規模修繕	防犯対策の強化のため、以下の整備を行う。 ・監視カメラシステム	40	米子市	356	267	178	89	安全確保のために早急な改修が必要となる修繕であり、圏域におけるサービス提供体制(定員)の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより少ないサービス(生活介護)を優先する。				
11	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会	理事長 下垣 彰則	ふくろう	就労継続支援B型	大規模修繕	防犯対策の強化のため、以下の整備を行う。 ・カメラ付きインターホンの設置 ・人感センサーの設置	20	米子市	340	255	170	85	安全確保のために早急な改修が必要となる修繕であり、圏域におけるサービス提供体制(定員)の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより少ないサービスを優先する。				
12	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	理事長 山本光範	羽合ひかり園	障害者支援施設	大規模修繕	入所者の高齢化に対応するため、個浴槽の設置、トイレの洋式化、園内のバリアフリー化を行う。併せて外壁の経年劣化に対する改修を行う。	60	湯梨浜町	52,657	39,492	26,328	13,165	○	○	強度行動障がい者		
13	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	理事長 山本光範	障害者福祉センター友愛寮	障害者支援施設	大規模修繕	通所利用者用の部屋や面会室を設け、併せてトイレの改修や居住環境の向上を図るため改修を行う。	50	鳥取市	34,172	25,629	17,086	8,543	○	○	重度障がい者		
14	社会福祉法人光生会	理事長 桑啓郎	米子ワークホーム	障害者支援施設	大規模修繕	空調機更新及び給湯設備工事を行う。	73	米子市	61,070	45,802	30,534	15,268	○	○			
小 計									148,595	111,445	74,296	37,150					

【A 定員を増加させる整備(充足率100%超の案件)】

(単位:千円)

優先順位	法人名	代表者	施設名	種別 ( )は、整備後追加	整備区分	整備概要	定員 (カッコ内は整備前)	所在地	対象経費の 実支出額	県補助金	うち国費	法人負担	優先項目	
													圏域におけるサービス提供体制がより少ないものを優先する	障害福祉計画の整備計画達成率
15	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	理事長 山本光範	第二あじさいホーム(仮)	GH	創設	羽合ひかり園からの地域移行を推進するためのGHの創設。	4 (0)	湯梨浜町	36,829	22,000	14,666	14,829	中部圏域一グループホーム 【精神対応】	104.5%→106.7%
小 計									36,829	22,000	14,666	14,829		
合 計									299,783	201,617	134,541	97,972		





平成29年度県障害福祉計画におけるサービス需要見込と現サービス提供体制との比較表

平成28年12月末現在

第四期鳥取県障害福祉計画(H27~29)における平成29年度の需要見込と、現在のサービス提供体制との比較

平成29年度需要見込と現サービス提供体制の比較

サービス種別	圏域	東部	中部	西部
	項目	利用者数	利用者数	利用者数
生活介護	H29計画値	851人	347人	583人
	現提供体制	610人	447人	452人
	比較	-241人	100人	-131人
		71.7%	128.8%	77.5%
自立訓練 (機能訓練)	H29計画値	28人	5人	6人
	現提供体制	26人	人	人
	比較	-2人	-5人	-6人
		92.9%	0.0%	0.0%
自立訓練 (生活訓練)	H29計画値	40人	36人	40人
	現提供体制	37人	42人	26人
	比較	-3人	6人	-14人
		92.5%	116.7%	65.0%
就労移行支援	H29計画値	135人	54人	63人
	現提供体制	122人	34人	43人
	比較	-13人	-20人	-20人
		90.4%	63.0%	68.3%
就労継続支援 (A型)	H29計画値	207人	95人	231人
	現提供体制	233人	76人	198人
	比較	26人	-19人	-33人
		112.6%	80.0%	85.7%
就労継続支援 (B型)	H29計画値	1024人	467人	930人
	現提供体制	1397人	373人	1050人
	比較	373人	-94人	120人
		136.4%	79.9%	112.9%
短期入所	H29計画値	93人	48人	158人
	現提供体制	20人+空床	9人+空床	60人+空床
	比較	-73人	-39人	-98人
		21.5%	18.8%	38.0%
共同生活援助 (グループホーム)	H29計画値	246人	191人	306人
	現提供体制	267人	185人	273人
	比較	21人	-6人	-33人
		108.5%	96.9%	89.2%

サービス種別	圏域	東部	中部	西部
	項目	利用者数	利用者数	利用者数
児童発達支援	H29計画値	80人	57人	95人
	現提供体制	165人	33人	90人
	比較	85人	-24人	-5人
		206.3%	57.9%	94.7%
放課後等デイサービス	H29計画値	171人	99人	146人
	現提供体制	223人	45人	160人
	比較	52人	-54人	14人
		130.4%	45.5%	109.6%
医療型児童発達支援	H29計画値	26人	27人	29人
	現提供体制	40人	10人	30人
	比較	14人	-17人	1人
		153.8%	37.0%	103.4%



平成29年度当初社会福祉施設等施設整備事業 実施希望一覧

資料1-5

【A 定員を増加させる整備】

(単位:千円)

優先順位	法人名	代表者	施設名	種別 ( )は、整備後追加	整備区分	整備概要	定員 (カッコ内は整備前)	所在地	対象経費の 実支出額	県補助金	うち国費	法人負担	優先項目	
													圏域におけるサービス提供体制が より少ないものを優先する	障害福祉計画の整備計画達成率
1	ティーアンドディー有限会社	代表取締役 錦織信雄	さかい孫の手(仮)	生活介護	創設	重度障がい者の受け入れを行う生活介護事業所の創設	20 (0)	境港市	64,000	48,000	32,000	16,000	生活介護(西部)	77.5%→81.0%
2	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	理事長 山本光範	やまとホームA(仮)	GH	創設	西部やまと圏からの地域移行を推進するためのGHの創設。	10 (0)	南部町	96,821	31,200	20,800	65,621	共同生活援助(西部)	89.2%→92.5%
3	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	理事長 山本光範	やまとホームB(仮)	GH	創設	西部やまと圏からの地域移行を推進するためのGHの創設。	10 (0)	南部町	96,821	31,200	20,800	65,621	共同生活援助(西部)	92.5%→95.8%
4	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	理事長 山本光範	第二あじさいホーム(仮)	GH	創設	羽合ひかり圏からの地域移行を推進するためのGHの創設。	4 (0)	湯梨浜町	36,829	22,000	14,666	14,829	共同生活援助(中部)	96.9%→99.0% 【行動障がい者対応】
5	合同会社ふれあい	代表取締役 小林憲司	グループホーム(仮)	GH	創設	GHの創設	6 (0)	倉吉市	30,000	22,000	14,667	8,000	共同生活援助(中部)	99.0%→102.1%
小 計									324,471	154,400	102,933	170,071		

【B 定員を増加を伴わない立て替え、改修等の整備】

優先順位	法人名	代表者	施設名	種別 ( )は、整備後追加	整備区分	整備概要	定員	所在地	対象経費の 実支出額	県補助金	うち国費	法人負担	優先項目				
													安全確保	処遇改善	入所施設	利用者	その他
6	社会福祉法人敬仁会	理事長 藤井啓子	グループホーム(仮)	GH	創設	鳥取県中部地震により軽微な被害を受けた賃貸物件について、耐震性に不安があるため、グループホームの移転創設を行う。	5	倉吉市	35,680	22,000	14,667	13,680	○	○			圏域におけるサービス提供体制がより少ないものを優先する GH(中部):102.1%
7	社会福祉法人敬仁会	理事長 藤井啓子	グループホーム(仮)	GH	創設	鳥取県中部地震により軽微な被害を受けた賃貸物件について、耐震性に不安があるため、グループホームの移転創設を行う。	5	倉吉市	35,680	22,000	14,667	13,680	○	○			圏域におけるサービス提供体制がより少ないものを優先する GH(中部):102.1%
8	特定非営利活動法人 きなんせこども館牧谷事業所	理事長 澤芳雄	きなんせこども館牧谷事業所	放課後等デイサービス	改修	現施設の老朽化のため、耐震改修等の修繕を行い、移転を行う。	10	岩美町	54,756	41,067	27,378	13,689	○	○			圏域におけるサービス提供体制がより少ないものを優先する 放デイ(東部):130.4%
9	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	理事長 山本光範	羽合ひかり園	障害者支援施設	大規模修繕	入所者の高齢化に対応するため、個浴槽の設置、トイレの洋式化、園内のバリアフリー化を行う。併せて外壁の経年劣化に対する改修を行う。	60	湯梨浜町	52,657	39,492	26,328	13,165		○	○	行動障がい	
10	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	理事長 山本光範	障害者福祉センター友愛寮	障害者支援施設	大規模修繕	通所利用者用の部屋や面会室を設け、併せてトイレの改修や居住環境の向上を図るため改修を行う。	50	鳥取市	34,172	25,629	17,086	8,543		○	○	重度障がい	
11	社会福祉法人希望の家	理事長 竹田哲男	希望の家	障害者支援施設	大規模修繕	暖房設備、配管設備の改修	38	倉吉市	14,009	10,506	7,004	3,503		○	○		経過年数が長い
12	社会福祉法人光生会	理事長 秦啓郎	米子ワークホーム	障害者支援施設	大規模修繕	空調機更新及び給湯設備工事を行う。	73	米子市	61,070	45,802	30,534	15,268		○	○		
13	社会福祉法人養和会	理事長 廣江仁	はばたき	宿泊型自立訓練	大規模修繕	防水改修と修繕を行う。	20	米子市	9,990	7,492	4,995	2,498		○			圏域におけるサービス提供体制がより少ないものを優先する 自立訓練(西部):65%
14	社会福祉法人養和会	理事長 廣江仁	エポック翼	就労継続A・B型 生活介護 就労移行支援	改築	現存する建物を改築し、スペースを拡充する。	40	米子市	67,038	50,278	33,519	16,760		○			圏域におけるサービス提供体制がより少ないものを優先する 生活介護(西部):77.5%
15	社会福祉法人白老会	理事長 海老田耕三	つゆくさ大福津工場	就労継続支援A型	大規模修繕	屋根補修等の工場の作業場改築	20	米子市	15,250	11,438	7,625	3,813		○			圏域におけるサービス提供体制がより少ないものを優先する 就労A(西部):85.7%
16	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会	理事長 下垣彰則	ふくろう	就労継続支援B型	大規模修繕	現在の相談室を改築し、調理室にする。相談室を別途設置する。	20	米子市	9,813	7,360	4,906	2,453		○			圏域におけるサービス提供体制がより少ないものを優先する 就労B(西部):112.9%
小 計									390,115	283,063	188,708	107,052					

【A 定員を増加させる整備(100%超の案件)】

(単位:千円)

優先順位	法人名	代表者	施設名	種別 ( )は、整備後追加	整備区分	整備概要	定員 (カッコ内は整備前)	所在地	対象経費の 実支出額	県補助金	うち国費	法人負担	優先項目	
													圏域におけるサービス提供体制が より少ないものを優先する	障害福祉計画の整備計画達成率
17	特定非営利活動法人和貴の郷	代表理事 河村仁志	グループホーム和貴の家	GH	創設	GHの創設	5 (0)	鳥取市	53,881	22,000	14,667	31,881	共同生活援助(東部)	108.5%→110%
18	特定非営利活動法人 鳥取青少年ピアサポート	代表理事 山本恵子	みんと	放課後等デイサービス 児童発達支援	創設	発達障がい児、重度障がい児、知的障がい児、視覚障がい児の受け入れを行う放課後等デイサービス・児童発達支援事業所の創設	10 (0)	鳥取市	19,720	14,790	9,880	4,930	児童発達支援(東部)	130.4%→142.1%
小 計									73,601	36,790	24,527	36,811		
合 計									788,187	474,253	318,167	313,934		



## 放課後児童クラブ施設整備事業に係る社会福祉審議会における審査について

平成29年2月9日  
子育て応援課

平成29年度に市町村が実施する放課後児童クラブの施設整備に係る国庫補助協議を行うに当たり、「放課後児童クラブ整備費の国庫補助に係る協議等について」（平成27年4月10日付府子本第19号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）通知）4に基づき審査をお願いします。

【根拠】放課後児童クラブ整備費の国庫補助に係る協議等について（平成27年4月10日付府子本第19号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）通知）

### 4 協議対象施設の選定について

#### (1) 選定基準

協議対象放課後児童クラブについて、次の基準に照らして十分な審査を行われたい。

##### ア 市町村の整備計画

協議対象放課後児童クラブについて、①子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき定めた市町村子ども・子育て支援事業計画における位置付け②次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づき市町村が策定する市町村行動計画において、整備予定の放課後児童クラブが放課後子供教室と一体的に実施されるものとして、具体的に記載されていることを確認すること。

※②は補助基準額の上乗せ条件を示したものであり、今回の場合は非該当。

##### イ 事業実施の担保

市町村が、本交付金を財源の一部として、社会福祉法人等に対して補助金を交付する事業については、間接補助先となる社会福祉法人等の役員構成、資金計画等が適正で、放課後児童クラブの整備はもとより、健全で安定した法人運営が可能であることを確認すること。

##### ウ 用地確保状況の把握

契約書等の権利関係を示す客観的資料により建設用地の確保が確実であること。

##### エ 民間補助金との調整

協議対象放課後児童クラブが民間補助金の申請と重複しないこと。

#### (2) 選定手続き

##### ア 審査及び公表

(ア) 協議対象放課後児童クラブの選定に当たっては、妥当性、協議基準との整合性について、放課後児童クラブ整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること。

(イ) 協議を行う放課後児童クラブについては、各都道府県において公表すること。

公表は、設置主体（市町村又は社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと。

なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は設立準備委員会の名称とし、役員就任予定者も公表すること。

また、設置主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の名称も公表すること。

平成29年度放課後児童クラブの施設整備について

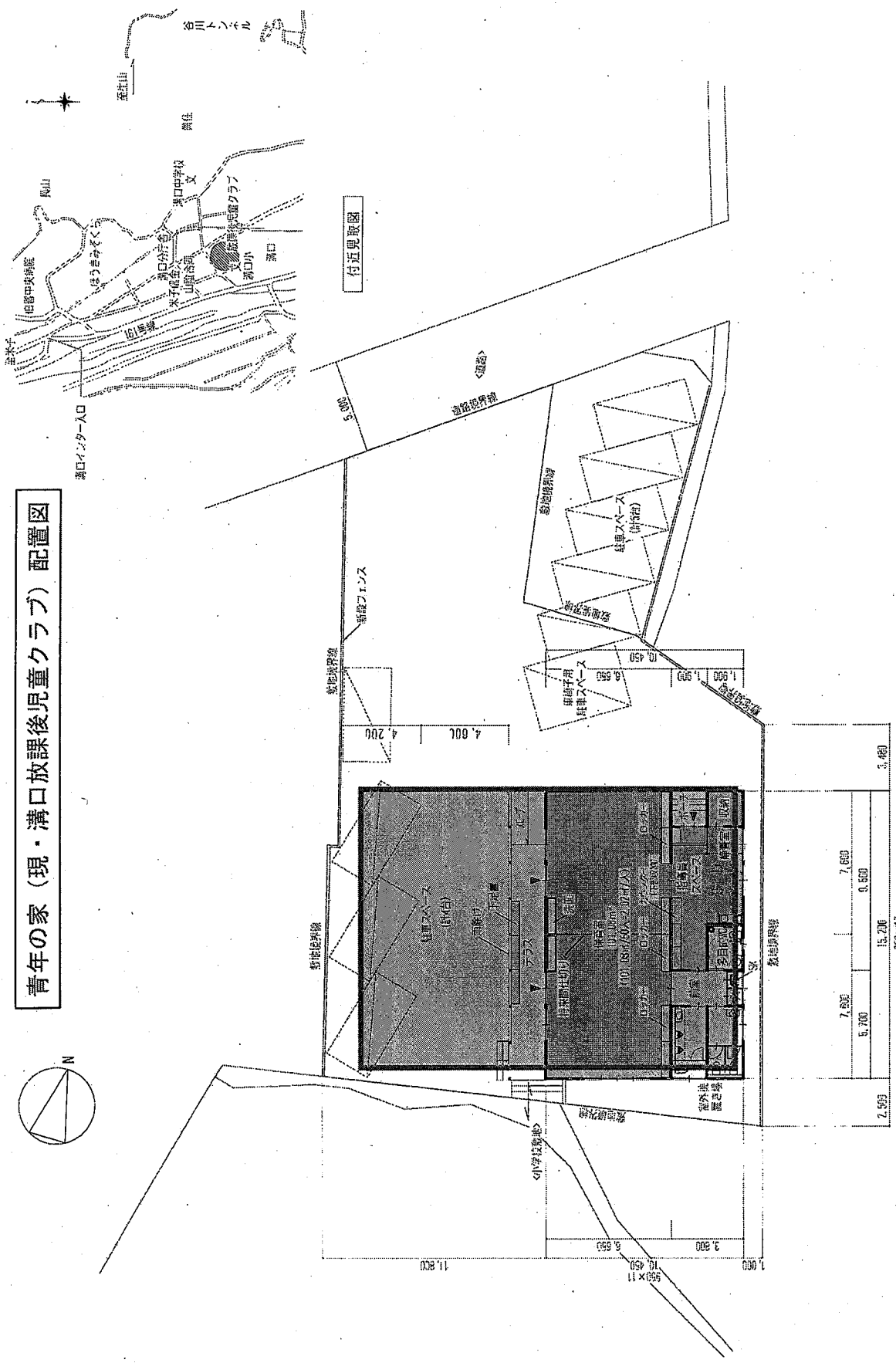
(単位：千円)

種別	整備予定地	施設名	設置主体	事業費	内訳			事業計画の概要	協議基準			整備年度		
					交付金 【負担割合】	市町村 費	事業費		国費	県費	市町村 費		ア	イ
西部	青年の家跡地 (鳥取県西伯郡伯耆町溝口307)	溝口放課後児童クラブ 【改築】	伯耆町	44,280 (24,964)	8,321 【1/3】	8,321 【1/3】	8,321 【1/3】	8,322 【1/3】	溝口放課後児童クラブは、教育施設「青年の家」(旧・法務局)を活用し、開設しているが、建築後約50年が経過し施設の老朽化が進んでいる。また、児童クラブを設置している部屋(講堂)は、隣接の小学校校舎の陰になるため陽当りが悪く、敷地内の排水不良による衛生面の課題も発生している。そこで、現施設の解体・撤去を行い、新たに放課後児童クラブ専用施設として建て替えを行い、保育環境の改善を図る。 なお、建て替え期間中は、溝口小学校の余剰教室を利用して、仮設運営を行うこととしている。 (1) 建物の構造 木造・平屋建 (2) 利用定員数 40人 (現況) 登録児童数 35人 ※改築に合わせて、利用定員数の変更を検討中(40人→50人) 【理由】(改築後も)当面は、1ルーム・40人での運営を見込んでいるが、将来的に学校統合などで利用者が40人を超えた際には、保育室を二部屋に仕切って、定員25名×2ルーム=50人で運営可能となるよう概略設計を行っている。 (3) 施設面積 155.23㎡(延床) (4) スケジュール 着工時期 平成29年7月 完成時期 平成29年11月 開所時期 平成29年12月	○	-	○	○	平成29年度

※ ○ 内の数字は交付基準額



青年の家（現・溝口放課後児童クラブ）配置図



現在面積 155.23㎡ (47.0坪)  
(ポーチ・テラス除く)

TITLE 溝口放課後児童クラブ改築(計画) NAME 青年の家(現溝口放課後児童クラブ) DATE 16130



SCALE 1/200

(計画)配置図



#### 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

各年度における提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期を以下のとおり設定します。

##### (1) 利用者支援事業 (箇所)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

「利用者支援事業」は、子ども又はその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行うものです。

##### 【確保の内容の考え方】

平成27年度から委託によって1箇所で事業を実施することとし、各家庭のニーズに応じた教育・保育の紹介やあっせん、情報提供などによって、円滑な事業の利用につなげていきます。

また、児童福祉担当課、地域子育て支援センターにおいても、引き続き子育て支援に関する総合的な相談、情報提供等を行っていくとともに、教育支援センター「えがお」等の関係する機関との連携を図っていきます。

##### (2) 延長保育事業 (実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	126	122	117	116	115
②確保の内容	126 (3箇所)	122 (3箇所)	117 (3箇所)	116 (3箇所)	115 (3箇所)
②-①	0	0	0	0	0

##### 【確保の内容の考え方】

現在、事業を実施している保育所等(3箇所)において事業を継続していくこととし、保護者の就労状況や利用ニーズ等を把握しながら、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

(3) 放課後児童クラブ

①岸本小学校区

【低学年】

(実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	70	75	75	72	65
②確保の内容	65	65	75	72	65
②-①	Δ5	Δ10	0	0	0

【高学年】

(実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	15	7	12	13	13
②確保の内容	0	0	5	8	13
②-①	Δ15	Δ7	Δ7	Δ5	0

【確保の内容の考え方】

岸本放課後児童クラブでは、第1ルーム(定員40名)と第2ルーム(定員25名)の2施設で事業を実施していますが、平成28年度中に第2ルームに代わる新ルーム(定員40名)を整備し、待機児童の解消を図ります。

②八郷小学校区

【低学年】

(実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	18	18	20	16	15
②確保の内容	18	18	20	16	15
②-①	0	0	0	0	0

【高学年】

(実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	2	3	4	3	3
②確保の内容	2	3	4	3	3
②-①	0	0	0	0	0

③溝口小学校区

【低学年】

(実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	34	37	34	31	26
②確保の内容	34	37	34	31	26
②-①	0	0	0	0	0

## 【高学年】

(実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	4	6	5	5	6
②確保の内容	4	3	5	5	6
②-①	0	△3	0	0	0

## 【確保の内容の考え方】(全児童クラブ共通)

引き続き 3 箇所(岸本・八郷、溝口小学校区)で事業を実施し、ニーズに対応できるように体制整備を進めます。

併せて、夏休み、冬休みの利用ニーズや常時利用する必要のない児童の利用ニーズを把握しながら、放課後子ども教室や図書館などの公共施設との連携を含めて検討していくこととします。

児童福祉法の改正により、利用対象児童の年齢要件を無くすことが求められていますが、特に高学年児童に対しては、成長過程における適切な放課後の過ごし方について検討していくこととします。

## (4) 子育て短期支援(ショートステイ)事業

(年間延べ利用者数)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保の内容	4 (1施設)	4 (1施設)	4 (1施設)	4 (1施設)	4 (1施設)
②-①	0	0	0	0	0

## 【確保の内容の考え方】

委託による事業(1施設)を継続することとし、実施体制の維持に努めます。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

(実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	66	64	62	59	57
②確保の内容	66	64	62	59	57
②-①	0	0	0	0	0

## 【確保の内容の考え方】

対象児童のいる家庭の確実な把握と全戸訪問を実施し、不安や悩み相談、子育て情報の提供など適切なサービス提供につなげるための体制整備に努めます。

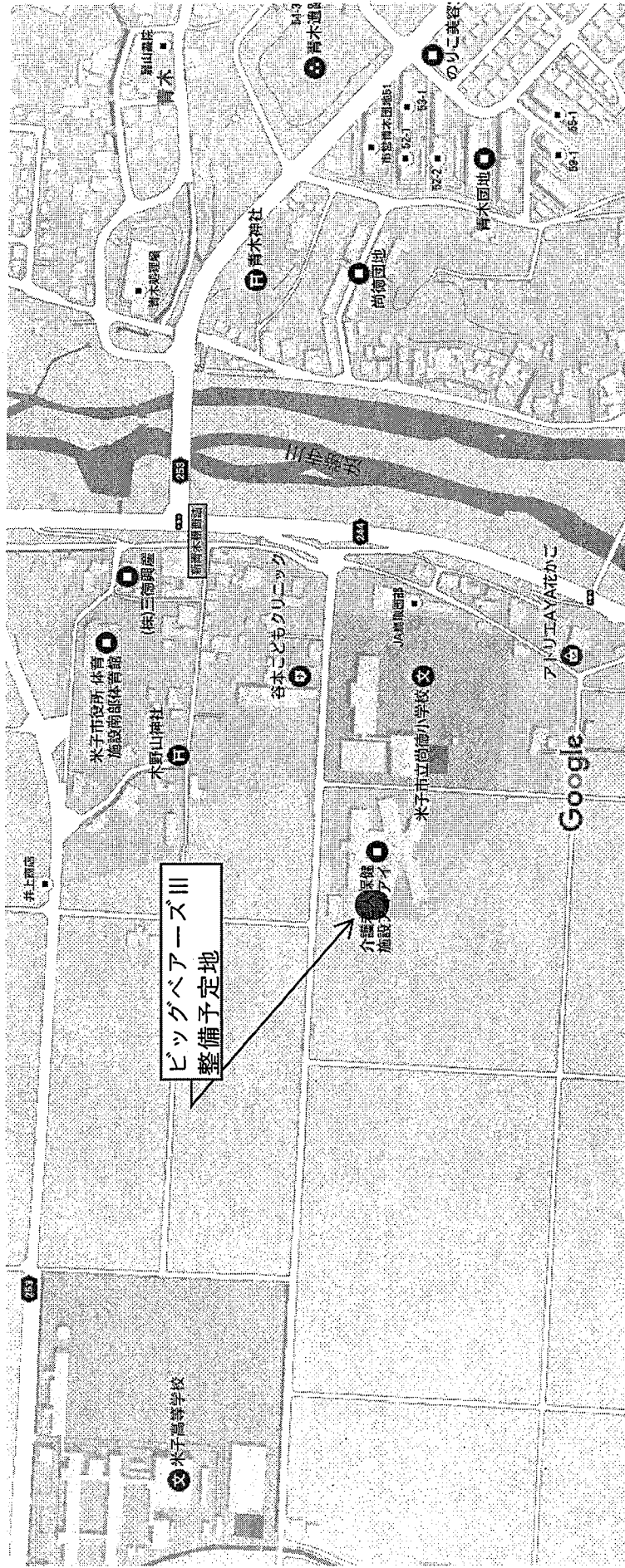
平成29年度放課後児童クラブの施設整備について

(単位：千円)

種別	整備予定期	施設名	設置主体	事業費	内訳			事業計画の概要	協議基準			整備年度		
					交付金【負担割合】	市町村費	事業費		ア	イ	ウ		エ	
西部	放課後児童クラブ	ビッグベアーズⅢ (仮称) 【創設】	社会福祉法人尚徳福祉会	37,800 (24,964)	5,547 【2/9】	5,547 【2/9】	5,547 【2/9】	現在米子市は、放課後児童健育成事業において、多くの待機児童を抱えている。また平成27年度から対象児童が小学校3年生から6年生に拡大したことで、高学年が入級した場合、受入人数が同数であっても、施設が手狭となっている。そこで、新たに施設を創設することで児童数の受入人数を増やし、待機児童の解消を図る。	○	○	○	○	平成29年度	
								(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造・平屋建 (2) 利用定員数 40人 (3) 施設面積 141.0㎡ (4) スケジュール (児童クラブ専用面積。施設全体495㎡)						
								着工時期 平成29年7月 完成時期 平成30年3月 開所時期 平成30年4月						

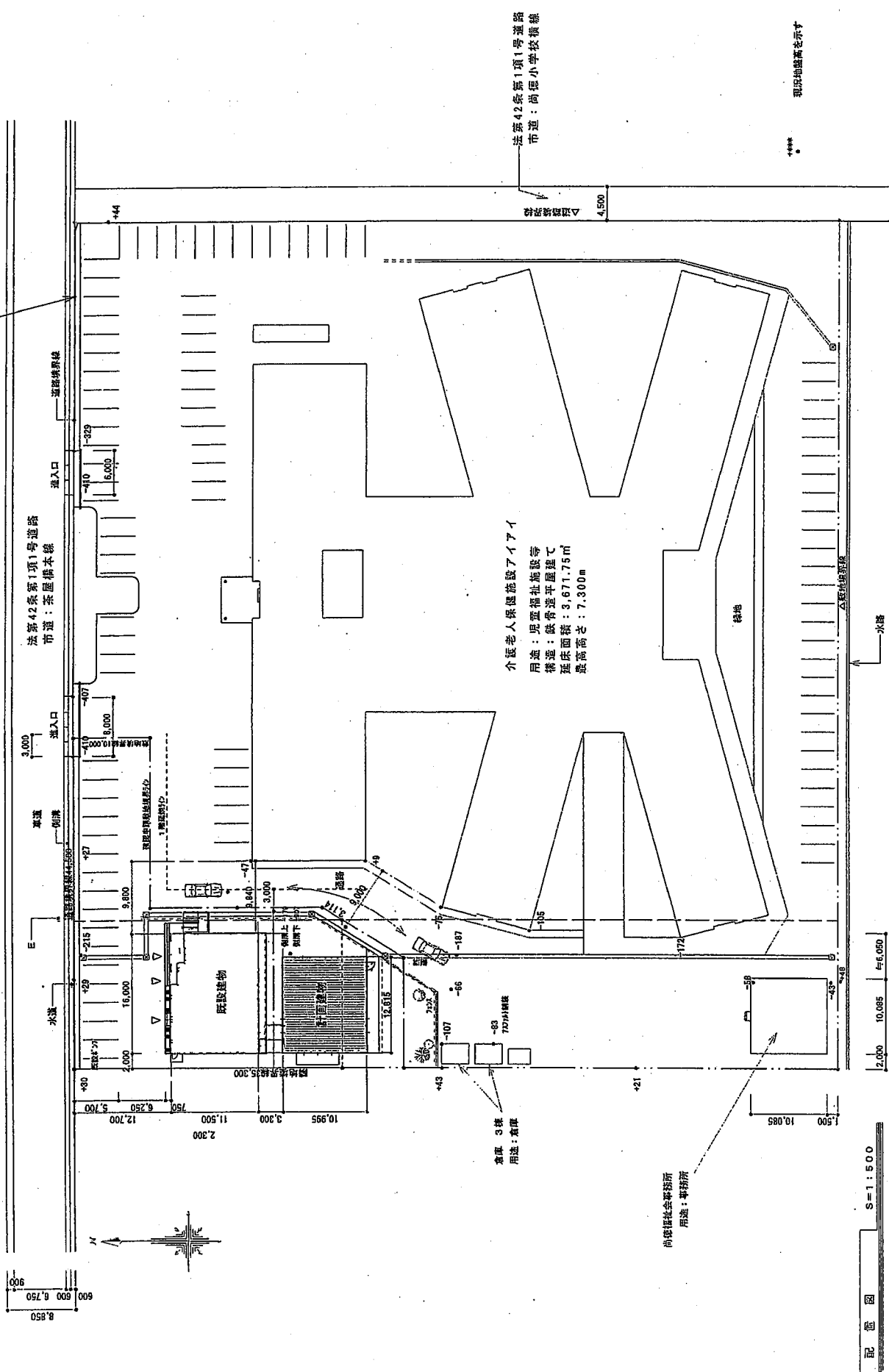
※ ○ 内の数字は交付基準額

Google



地図データ ©2017 ZENRIN 100 m

B.N. = S.G.L. ± 0  
(巴士有り)



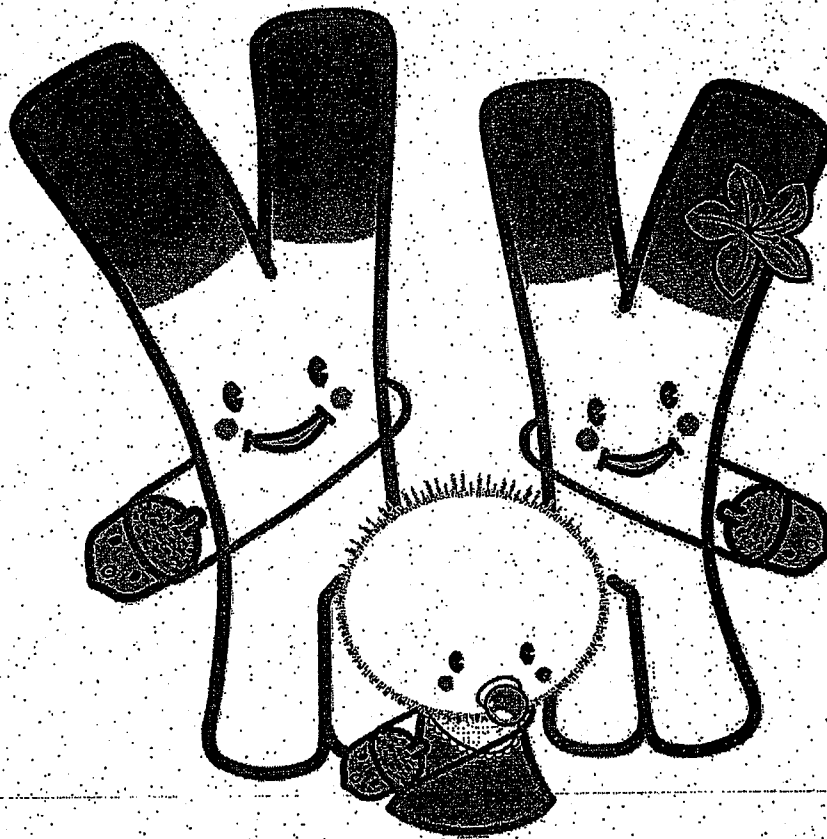
配座図 S=1:1,500



# 米子市

## 子ども・子育て支援事業計画 (抄)

安心して子どもを生き育てられ、子どもが心豊かに  
のびのびと成長できるまち、  
よなご



平成27年3月

米子市





(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、子どもたちの健全な育成を図ります。

【実績】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初利用人数	885人	998人	1,070人	1,094人	1,261人
実施施設	24カ所	29カ所	30カ所	31カ所	37カ所

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ調査結果	2,574人	2,607人	2,561人	2,585人	2,555人
①量の見込み	2,284人	2,284人	2,256人	2,259人	2,260人
②確保方策	1,430人	1,830人	2,256人	2,259人	2,260人
③ ②-①	▲ 854	▲ 454	0	0	0

※「量の見込み」については、ニーズ調査において実績値との乖離が著しいため、再調査（モデル校として4校 1,603人を対象）を行い、補正率を乗じて算出

※「確保方策」については、なかよし学級の拡充に努めつつ、民間施設等の受入枠拡大を中心に対応を目指す。

# 社会福祉法人尚徳福祉社会役員名簿

任期 平成28年10月1日～理事・監事は平成29年4月1日以降の最初の評議員会で新理事・新監事が決まる日まで、評議員は平成29年3月31日

理事 氏名	役職名(兼務)	氏名	生年月日	年齢	理事(監事) 就任年月日	評議員 就任年月日	住所	電話番号	主な勤務先と役職名	備考
1	名誉理事	生田裕重	昭和6年5月29日	85	平成8年10月1日	平成8年9月14日	米子市兼久117	26-0259	無職	元尚徳公民館館長、元鳥取県公民館連合会会長
2	理事長	谷本要	昭和23年6月9日	68	平成8年10月1日	平成8年9月14日	米子市榎原1888-3	26-4511	谷本こどもクリニック 院長	医師(谷本こどもクリニック院長)
3	理事	遠藤泰三	昭和24年3月20日	67	平成14年10月1日	平成8年9月14日	米子市下安曇152	26-0024 09046953846	(株)プラスサポート 取締役	会社役員、元尚徳地区自治連合会会長
4	理事	樋口洋	昭和18年11月7日	73	平成17年2月26日	平成18年10月1日	米子市別所1155	26-0122 0907993911	農業	元同和教育推進協議会会長、元尚徳中学校校長
5	理事	増市徹	昭和32年8月14日	59	平成21年5月25日	平成22年10月1日	豊中市緑丘1丁目14番3号	06-6222-5755	共栄法律事務所	弁護士(共栄法律事務所)
6	理事	伊木隆司	昭和48年11月12日	43	平成22年10月1日	平成21年5月11日	米子市豊生5-17-95	38-1877	伊木公認会計士事務所	公認会計士、税理士
7	理事	嵯峨野恵子	昭和36年9月25日	55	平成24年10月1日	平成20年5月13日	横浜市港南区港南1-1-29	045-842-1088	本部(東京事務所)保育アドバイザー	法人職員
8	理事	藤本千代美	昭和35年5月21日	56	平成26年10月1日	平成20年10月1日	米子市福万7-1	27-1601	認定こども園ベアーズ 園長	法人職員
9		谷本弘子	昭和32年10月17日	59		平成24年10月1日	米子市榎原1888-3	26-4511	谷本こどもクリニック 副院長 酒原看護センターヘルスケアサービス 施設	医師(理事長妻・谷本こどもクリニック副院長)
10		谷本崇	昭和50年10月21日	41	平成19年6月23日	平成19年6月23日	米子市東町189-1	090-3370-8789	有限会社そらいず	会社員(ベッツベアーズ利用児童保護者)
11		乗本公平	昭和23年12月1日	68		平成15年7月26日	日吉津村日吉津10-9	27-2989	無職	元会社役員
12		原田友一郎	昭和34年2月21日	57		平成16年11月1日	米子市安曇321-1	29-2904	同愛会博愛病院 小児科部長	医師(博愛病院)
13		長井務	昭和44年6月22日	47		平成17年2月12日	米子市榎原750-12	26-3957	鳥取グインツ販売(株)	会社員(ベッツベアーズ利用児童保護者)
14		万木秋弘	昭和26年11月6日	65		平成25年1月19日	米子市下安曇143-2	26-2404	(有)ヒロ設備工業 代表取締役	会社役員、尚徳公民館青少年育成会会長
15		妹尾公雄	昭和43年1月20日	48		平成27年11月28日	西伯郡伯耆町小町157	68-2258	本部事務局長経理部 部長 介護老人保健施設了了 事務部長	会社役員、尚徳公民館青少年育成会会長
	監事	武本淳	昭和13年1月18日	78	平成10年9月19日		米子市上安曇735	26-0161 08019195311	農業	元(株)寿セリッツ 監査役
	監事	松田史郎	昭和27年5月10日	64	平成28年12月24日		米子市榎原847	0859-26-2870	網富ますしんグループファーム 代表取締役	尚徳地区社会福祉協議会会長、米子市社会福祉協議会評議員

社会福祉法人 尚徳福社会

# 合 計

自 平成28年4月 1日

至 平成28年9月30日

社会福祉法人尚徳福社会

財産目録

2016年9月30日

(単位 円)

資産・負債の内訳	金額
流動資産	626,357,879
現金預金	412,798,902
現金	1,058,723
預金(鳥銀)	52,652,302
預金(合銀)	336,773,323
預金(郵便局)	204,599
預金(農協)	66,352
預金(UFJ)	3,754,348
預金(横浜)	675,081
預金(農協定期)	3,800,000
預金(合銀利用料)	7,384,631
預金(中国銀行)	1,082,565
預金(みずほ銀行)	1,678,419
預金(合銀定期)	3,293,000
預金(横浜信用金庫)	245,855
預金(沖縄銀行)	129,704
事業未収金	119,741,294
未収金	10,660,860
未収補助金	42,348,346
立替金	6,615,703
拠点区分間貸付金	32,634,840
仮払金	1,557,934
固定資産	2,122,511,209
基本財産	1,442,195,941
土地	161,154,100
建物	1,280,041,841
定期預金	1,000,000
その他の固定資産	680,315,268
土地	61,830,092
建物	41,264,246
建物付属設備	31,556,640
構築物	64,703,638
機械及び装置	10,002,064
車輛運搬具	5,283,727
器具及び備品	50,075,229
建設仮勘定	208,749,905
権利	147,000
ソフトウェア	431,931
拠点区分間長期貸付金	35,290,463
退職給付引当資産	56,394,583
人件費積立資産	26,826,000
修繕費積立資産	12,100,000
備品等購入積立資産	5,506,000
保育所施設・整備積立資産	66,352,000
差入保証金	3,740,400
その他の固定資産	61,350
リサイクル預託金	61,350
資産の部合計	2,748,869,088

資産・負債の内訳	金額
<b>【負債の部】</b>	
流動負債	201,683,523
短期運営資金借入金	100,000,000
事業未払金	45,525,614
未払費用	11,401,392
預り金	26,590
職員預り金	11,824,870
拠点区分間借入金	32,634,840
仮受金	270,217
固定負債	1,350,180,201
設備資金借入金	1,095,872,400
設備資金借入金	878,747,400
保育所施設整備借入金	217,125,000
長期運営資金借入金	162,626,600
拠点区分間長期借入金	35,290,463
退職給付引当金	56,390,738
負債の部合計	1,551,863,724
差引純資産	1,197,005,364

貸借対照表

2016年9月30日

(単位：円)

勘定科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産	626,357,879	539,662,952	86,694,927
現金預金	412,798,902	359,917,430	52,881,472
現金	1,058,723	848,989	209,734
預金(鳥銀)	52,652,302	50,645,629	2,006,673
預金(合銀)	336,773,323	287,567,589	49,205,734
預金(郵便局)	204,599	199,768	4,831
預金(農協)	66,352	61,994	4,358
預金(UFJ)	3,754,348	3,747,111	7,237
預金(横浜)	675,081	683,032	△7,951
預金(農協定期)	3,800,000	3,800,000	
預金(合銀利用料)	7,384,631	3,192,666	4,191,965
預金(中国銀行)	1,082,565	1,081,630	935
預金(みずほ銀行)	1,678,419	555,590	1,122,829
預金(合銀定期)	3,293,000	3,293,000	
預金(横浜信用金庫)	245,855	4,240,432	△3,994,577
預金(沖縄銀行)	129,704		129,704
事業未収金	119,741,294	128,907,164	△9,165,870
未収金	10,660,860	4,211,634	6,449,226
未収補助金	42,348,346	21,794,968	20,553,378
未収収益		7,799,600	△7,799,600
貯蔵品		200,132	△200,132
立替金	6,615,703	1,837,095	4,778,608
1年以内回収拠点区分間長期貸付金		360,000	△360,000
拠点区分間貸付金	32,634,840	13,570,553	19,064,287
サービス区分間貸付金		9,450	△9,450
仮払金	1,557,934	1,054,926	503,008
固定資産	2,122,511,209	2,023,600,651	98,910,558
基本財産	1,442,195,941	1,467,242,787	△25,046,846
土地	161,154,100	161,154,100	
建物	1,280,041,841	1,305,088,687	△25,046,846
定期預金	1,000,000	1,000,000	
その他の固定資産	680,315,268	556,357,864	123,957,404
土地	61,830,092	61,830,092	
建物	41,264,246	22,704,457	18,559,789
建物付属設備	31,556,640	25,619,152	5,937,488
構築物	64,703,638	64,620,817	82,821
機械及び装置	10,002,064	10,737,890	△735,826
車輛運搬具	5,283,727	4,920,736	362,991
器具及び備品	50,075,229	45,155,438	4,919,791
建設仮勘定	208,749,905	64,945,217	143,804,688
権利	147,000	147,000	
ソフトウェア	431,931	296,000	135,931
拠点区分間長期貸付金	35,290,463	93,471,282	△58,180,819
退職給付引当資産	56,394,583	47,859,973	8,534,610
人件費積立資産	26,826,000	26,826,000	
修繕費積立資産	12,100,000	12,100,000	
備品等購入積立資産	5,506,000	5,506,000	
保育所施設・整備積立資産	66,352,000	66,352,000	
差入保証金	3,740,400	3,215,080	525,320
その他の固定資産	61,350	50,730	10,620
リサイクル預託金	61,350	50,730	10,620

勘定科目	当年度末	前年度末	増減
資産の部合計	2,748,869,088	2,563,263,603	185,605,485
【負債の部】			
流動負債	201,683,523	305,334,289	△103,650,766
短期運営資金借入金	100,000,000	100,000,000	
事業未払金	45,525,614	73,969,693	△28,444,079
1年以内返済設備資金借入金		65,527,200	△65,527,200
1年以内返済保育所施設整備借入金		2,004,000	△2,004,000
1年以内返済長期運営資金借入金		14,656,800	△14,656,800
1年以内返済拠点区分間長期借入金		360,000	△360,000
未払費用	11,401,392	21,165,260	△9,763,868
預り金	26,590	256,980	△230,390
職員預り金	11,824,870	12,304,308	△479,438
拠点区分間借入金	32,634,840	13,570,553	19,064,287
サービス区分間借入金		9,450	△9,450
仮受金	270,217	1,510,045	△1,239,828
固定負債	1,350,180,201	1,201,202,255	148,977,946
設備資金借入金	1,095,872,400	856,569,600	239,302,800
設備資金借入金	878,747,400	852,247,600	26,499,800
保育所施設整備借入金	217,125,000	4,322,000	212,803,000
長期運営資金借入金	162,626,600	203,301,400	△40,674,800
拠点区分間長期借入金	35,290,463	93,471,282	△58,180,819
退職給付引当金	56,390,738	47,859,973	8,530,765
負債の部合計	1,551,863,724	1,506,536,544	45,327,180
【純資産の部】			
基本金	31,821,121	31,821,121	
基本金	31,821,121	31,821,121	
第1号基本金	29,275,880	29,275,880	
第2号基本金	1,545,241	1,545,241	
第3号基本金	1,000,000	1,000,000	
国庫補助金等特別積立金	686,017,886	686,281,299	△263,413
国庫補助金等特別積立金	686,017,886	686,281,299	△263,413
その他の積立金	110,784,000	110,784,000	
人件費積立金	26,826,000	26,826,000	
修繕費積立金	12,100,000	12,100,000	
備品等購入積立金	5,506,000	5,506,000	
保育所施設・整備積立金	66,352,000	66,352,000	
次期繰越活動増減差額	368,382,357	227,840,639	140,541,718
次期繰越活動増減差額	368,382,357	227,840,639	140,541,718
（うち当期活動増減差額）	140,548,844	40,800,701	99,748,143
純資産の部合計	1,197,005,364	1,056,727,059	140,278,305
負債及び純資産の部合計	2,748,869,088	2,563,263,603	185,605,485

事業活動計算書

(自)2016年 4月 1日 (至)2016年 9月30日

(単位:円)

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
<b>【サービス活動増減の部】</b>			
<b>収益</b>			
介護保険事業収益	240,037,492	476,540,591	△236,503,099
施設介護料収益	116,515,330	231,621,621	△115,106,291
介護報酬収益	104,685,000	207,855,605	△103,170,605
利用者負担金収益(公費)	990,896	1,381,849	△390,953
利用者負担金収益(一般)	10,839,434	22,384,167	△11,544,733
居宅介護料収益	47,485,350	141,830,890	△94,345,540
(介護報酬収益)	42,378,787	126,917,174	△84,538,387
介護報酬収益	37,533,610	115,605,482	△78,071,872
介護予防報酬収益	4,845,177	11,311,692	△6,466,515
(利用者負担金収益)	5,106,563	14,913,716	△9,807,153
介護負担金収益(公費)	161,624	605,823	△444,199
介護負担金収益(一般)	4,392,676	13,013,945	△8,621,269
介護予防負担金収益(公費)	12,936	40,120	△27,184
介護予防負担金収益(一般)	539,327	1,253,828	△714,501
地域密着型介護料収益	24,383,708		24,383,708
(介護報酬収益)	21,773,727		21,773,727
介護報酬収益	21,072,362		21,072,362
介護予防報酬収益	701,365		701,365
(利用者負担金収益)	2,609,981		2,609,981
介護負担金収益(公費)	96,897		96,897
介護負担金収益(一般)	2,434,309		2,434,309
介護予防負担金収益(一般)	78,775		78,775
居宅介護支援介護料収益	4,330,670	8,675,260	△4,344,590
居宅介護支援介護料収益	4,330,670	8,675,260	△4,344,590
利用者等利用料収益	46,295,630	91,916,069	△45,620,439
施設サービス利用料収益	3,231,468	6,519,326	△3,287,858
居宅介護サービス利用料収益	1,339,500	3,678,995	△2,339,495
(介)居宅介護サービス利用料収益	1,023,100	3,031,195	△2,008,095
(予)居宅介護サービス利用料収益	316,400	647,800	△331,400
地域密着型介護サービス利用料収益	585,530		585,530
食費収益(公費)	6,944,090	14,043,170	△7,099,080
食費収益(一般)	16,864,470	33,126,480	△16,262,010
居住費収益(公費)	3,233,740	6,438,350	△3,204,610
居住費収益(一般)	13,821,620	27,511,610	△13,689,990
その他の利用料収益	275,212	598,138	△322,926
その他の事業収益	1,026,804	2,496,751	△1,469,947
補助金事業収益	820,000	1,190,000	△370,000
受託事業収益	93,929	552,356	△458,427
その他の事業収益	112,875	872,925	△760,050
(保険等査定減)		△118,530	118,530
保育事業収益	953,435,449	1,576,463,918	△623,028,469
施設型給付費収益	78,078,090	155,134,600	△77,056,510
施設型給付費収益	63,823,990	123,704,450	△59,880,460
施設型給付費収益	55,334,850	105,469,840	△50,134,990
処遇改善収益(基本)	6,626,710	14,595,190	△7,968,480
処遇改善収益(賃金改善)	1,862,430	3,639,420	△1,776,990
利用者負担金収益	14,254,100	31,430,150	△17,176,050
利用者負担金収益	14,254,100	31,430,150	△17,176,050
地域型保育給付費収益	24,976,070	26,588,560	△1,612,490



勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
地域型保育給付費収益	21,668,560	22,981,440	△1,312,880
地域型保育給付費収益	21,029,720	19,646,890	1,382,830
処遇改善収益(基本)	638,830	2,500,920	△1,862,090
処遇改善収益(賃金改善)	10	833,630	△833,620
利用者負担金収益	3,307,510	3,607,120	△299,610
利用者負担金収益	3,307,510	3,607,120	△299,610
特例地域型保育給付費収益	1,377,380	5,580,880	△4,203,500
特例地域型保育給付費収益	1,090,380	4,721,380	△3,631,000
特例地域型保育給付費収益	1,090,380	4,027,940	△2,937,560
処遇改善収益(基本)		520,080	△520,080
処遇改善収益(賃金改善)		173,360	△173,360
利用者負担金収益	287,000	859,500	△572,500
利用者負担金収益	287,000	859,500	△572,500
委託費収益	449,256,380	742,139,510	△292,883,130
委託費収益	449,256,380	742,139,510	△292,883,130
委託費収益	397,542,040	660,694,800	△263,152,760
処遇改善収益(基本)	39,583,260	62,007,070	△22,423,810
処遇改善収益(賃金改善)	12,131,080	19,437,640	△7,306,560
委託料収益	117,987,006	235,974,014	△117,987,008
運営委託料収益	117,987,006	235,974,014	△117,987,008
その他の事業収益	281,760,523	411,046,354	△129,285,831
補助金事業収益	276,779,012	402,642,813	△125,863,801
延長保育促進事業	1,083,000	2,166,000	△1,083,000
乳児保育促進事業	891,000	891,000	
低年齢児保育士特別配置	287,750	579,150	△291,400
休日・夜間支援事業	712,250	1,424,500	△712,250
市補助金収益	14,263,050	18,351,970	△4,088,920
雇用促進補助金収入	400,000	800,000	△400,000
県補助金収益		1,000,000	△1,000,000
法外扶助費	221,531,366	360,775,728	△139,244,362
その他補助金収益	28,706,486	55,000	28,651,486
延長夕食料	415,390	293,800	121,590
延長保育料	3,954,110	7,877,590	△3,923,480
一時保育利用料	4,296,610	7,906,075	△3,609,465
休日保育利用料	238,000	522,000	△284,000
受託事業収益	855,000	930,153	△75,153
その他の事業収益	4,126,511	7,473,388	△3,346,877
その他収益	4,126,511	7,473,388	△3,346,877
学童保育事業収益	16,342,425	32,704,984	△16,362,559
学童保育事業収益	15,744,552	31,290,676	△15,546,124
補助金収益	8,199,000	18,310,000	△10,111,000
保育料収益	6,243,784	11,307,926	△5,064,142
延長料収益	224,500	398,100	△173,600
給食料収益	301,400	542,900	△241,500
一時保育料収益	775,868	731,750	44,118
その他の事業収入	597,873	1,414,308	△816,435
補助金事業収益	125,000	150,000	△25,000
その他の事業収益	472,873	1,264,308	△791,435
病児保育事業収益	11,958,830	19,955,460	△7,996,630
病児保育事業収益	11,853,500	19,858,500	△8,005,000
委託料収益	10,612,000	17,125,000	△6,513,000
利用料収益	1,241,500	2,733,500	△1,492,000
その他の事業収益	105,330	96,960	8,370
補助金事業収益	48,000		48,000
その他の事業収益	57,330	96,960	△39,630

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
經常經費寄附金収益	95,000	801,500	△706,500
經常經費寄附金収益	95,000	801,500	△706,500
サービス活動収益計(1)	1,221,869,196	2,106,466,453	△884,597,257
<b>費用</b>			
人件費	852,245,080	1,455,628,048	△603,382,968
役員報酬		3,000,000	△3,000,000
職員給料	472,930,248	743,875,153	△270,944,905
職員俸給	344,797,627	586,576,324	△241,778,697
資格手当	2,253,762	4,598,119	△2,344,357
特殊業務手当	10,694,819	18,048,373	△7,353,554
扶養手当	2,272,660	3,741,038	△1,468,378
管理職手当	4,415,000	6,745,000	△2,330,000
超過勤務手当	23,530,549	37,190,316	△13,659,767
通勤手当	15,068,983	24,003,302	△8,934,319
休日出勤手当	357,595	516,268	△158,673
調整手当	25,755,894	62,456,413	△36,700,519
住宅手当	5,051,378		5,051,378
処遇改善手当	38,731,981		38,731,981
職員賞与	86,564,169	187,288,496	△100,724,327
非常勤職員給与	155,189,578	278,914,641	△123,725,063
賃金	152,040,301	270,287,687	△118,247,386
嘱託医手当	3,149,277	8,626,954	△5,477,677
派遣職員費	13,459,941	39,028,536	△25,568,595
退職給付費用	30,648,804	33,200,042	△2,551,238
法定福利費	93,452,340	170,321,180	△76,868,840
健康保険料	33,830,032	58,943,369	△25,113,337
厚生年金保険料	55,957,863	96,672,308	△40,714,445
児童手当拠出金	1,218,054	1,642,007	△423,953
労働保険料	2,446,391	13,063,496	△10,617,105
事業費	159,368,128	313,515,817	△154,147,689
給食費	68,225,792	118,647,001	△50,421,209
介護用品費	2,652,301	4,783,210	△2,130,909
医薬品費	4,784,656	9,819,846	△5,035,190
診療・療養等材料費	293,528	907,579	△614,051
保健衛生費	1,079,346	3,148,901	△2,069,555
医療費	283,523	538,549	△255,026
教養娯楽費	366,726	674,946	△308,220
日用品費	74,592	309,534	△234,942
保育材料費	13,461,587	23,907,516	△10,445,929
保育用具	8,345,882	11,729,483	△3,383,601
図書費	1,656,860	2,742,457	△1,085,597
行事費	2,014,478	4,623,403	△2,608,925
炊具食器費	1,444,367	4,812,173	△3,367,806
水道光熱費	25,359,815	50,869,908	△25,510,093
燃料費	2,088	77,186	△75,098
消耗器具備品費	15,721,544	36,127,935	△20,406,391
保険料	3,910,750	4,978,170	△1,067,420
賃借料	10,008,515	19,350,956	△9,342,441
車輛費	2,771,858	5,622,512	△2,850,654
管理費返還	9,453,412	32,873,774	△23,420,362
雑費	918,095	878,294	39,801
事務費	103,320,988	166,647,013	△63,326,025
福利厚生費	4,505,230	8,191,689	△3,686,459
職員被服費	535,992	695,167	△159,175
旅費交通費	7,919,096	16,303,871	△8,384,775

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
研修研究費	4,634,197	7,950,702	△3,316,505
事務消耗品費	5,279,427	10,860,123	△5,580,696
印刷製本費		70,740	△70,740
水道光熱費	106,950	52,278	54,672
燃料費	1,210		1,210
修繕費	5,382,073	6,012,527	△630,454
通信運搬費	4,477,894	7,558,926	△3,081,032
会議費	147,398	322,551	△175,153
広報費	7,541,352	6,386,216	1,155,136
業務委託費	23,660,923	48,224,860	△24,563,937
手数料	10,688,609	17,267,167	△6,578,558
保険料	102,990	437,820	△334,830
賃借料	691,967	1,949,666	△1,257,699
土地・建物賃借料	18,023,523	17,759,713	263,810
租税公課	380,000	779,954	△399,954
保守料	7,540,402	13,573,364	△6,032,962
渉外費	294,960	576,763	△281,803
諸会費	324,240	311,420	12,820
雑費	1,082,555	1,361,496	△278,941
利用者負担軽減額	487,287	1,646,429	△1,159,142
利用者負担軽減額	487,287	1,646,429	△1,159,142
減価償却費	43,893,291	88,783,026	△44,889,735
減価償却費	43,893,291	88,783,026	△44,889,735
国庫補助金等特別積立金取崩額	△16,763,413	△35,363,965	18,600,552
国庫補助金等特別積立金取崩額	△16,763,413	△35,363,965	18,600,552
サービス活動費用計(2)	1,142,551,361	1,990,856,368	△848,305,007
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	79,317,835	115,610,085	△36,292,250
<b>【サービス活動外増減の部】</b>			
収益			
借入金利息補助金収益	793,854	1,553,497	△759,643
借入金利息補助金収益	793,854	1,553,497	△759,643
受取利息配当金収益	17,728	90,662	△72,934
受取利息配当金収益	17,728	90,662	△72,934
その他のサービス活動外収益	11,660,623	21,929,617	△10,268,994
受入研修費収益	164,000	191,000	△27,000
利用者等外給食費収益	7,973,176	13,562,274	△5,589,098
雑収益	3,523,447	8,176,343	△4,652,896
サービス活動外収益計(4)	12,472,205	23,573,776	△11,101,571
費用			
支払利息	8,748,448	16,288,676	△7,540,228
支払利息	8,748,448	16,288,676	△7,540,228
その他のサービス活動外費用	950,248	1,836,578	△886,330
利用者等外給食費	950,248	1,643,674	△693,426
雑損失		192,904	△192,904
サービス活動外費用計(5)	9,698,696	18,125,254	△8,426,558
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	2,773,509	5,448,522	△2,675,013
経常増減差額(7)=(3)+(6)	82,091,344	121,058,607	△38,967,263
<b>【特別増減の部】</b>			
収益			
施設整備等補助金収益	74,957,500	243,496,000	△168,538,500
施設整備等補助金収益	73,900,000	241,381,000	△167,481,000
設備資金借入金元金償還補助金収益	1,057,500	2,115,000	△1,057,500
拠点区分間繰入金収益	12,059,818	108,607,092	△96,547,274
拠点区分間繰入金収益	12,059,818	108,607,092	△96,547,274
サービス区分間繰入金収益		4,162,332	△4,162,332

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス区分間繰入金収益		4,162,332	△4,162,332
拠点区分間固定資産移管収益		306,424,812	△306,424,812
拠点区分間固定資産移管収益		306,424,812	△306,424,812
特別収益計(8)	87,017,318	662,690,236	△575,672,918
<b>費用</b>			
固定資産売却損・処分損		24,962	△24,962
建物売却損・処分損		6,644	△6,644
車輛運搬具売却損・処分損		3	△3
器具及び備品売却損・処分損		18,315	△18,315
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)		△8,790	8,790
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)		△8,790	8,790
国庫補助金等特別積立金積立額	16,500,000	305,778,500	△289,278,500
国庫補助金等特別積立金積立額	16,500,000	305,778,500	△289,278,500
拠点区分間繰入金費用	12,059,818	110,548,123	△98,488,305
拠点区分間繰入金費用	12,059,818	110,548,123	△98,488,305
サービス区分間繰入金費用		20,033,655	△20,033,655
サービス区分間繰入金費用		20,033,655	△20,033,655
拠点区分間固定資産移管費用		306,571,692	△306,571,692
拠点区分間固定資産移管費用		306,571,692	△306,571,692
特別費用計(9)	28,559,818	742,948,142	△714,388,324
特別増減差額(10)=(8)-(9)	58,457,500	△80,257,906	138,715,406
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	140,548,844	40,800,701	99,748,143
<b>【繰越活動増減差額の部】</b>			
前期繰越活動増減差額(12)	227,840,639	201,039,938	26,800,701
当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	368,389,483	241,840,639	126,548,844
その他の積立金積立額(16)		14,000,000	△14,000,000
人件費積立金積立額		8,000,000	△8,000,000
保育所施設・整備積立金積立額		6,000,000	△6,000,000
次期繰越活動増減差額(17)=13+14+15-16	368,389,483	227,840,639	140,548,844

資金収支計算書

(自)2016年 4月 1日 (至)2016年 9月30日

(単位:円)

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
<b>【事業活動による収支】</b>				
収入				
<b>【事業活動による収支】</b>				
介護保険事業収入	483,649,000	240,037,492	243,611,508	
施設介護料収入	231,390,000	116,515,330	114,874,670	
介護報酬収入	207,780,000	104,685,000	103,095,000	
利用者負担金収入(公費)	1,370,000	990,896	379,104	
利用者負担金収入(一般)	22,240,000	10,839,434	11,400,566	
居宅介護料収入	100,590,000	47,485,350	53,104,650	
(介護報酬収入)	89,680,000	42,378,787	47,301,213	
介護報酬収入	80,700,000	37,533,610	43,166,390	
介護予防報酬収入	8,980,000	4,845,177	4,134,823	
(利用者負担金収入)	10,910,000	5,106,563	5,803,437	
介護負担金収入(公費)	390,000	161,624	228,376	
介護負担金収入(一般)	9,490,000	4,392,676	5,097,324	
介護予防負担金収入(公費)	20,000	12,936	7,064	
介護予防負担金収入(一般)	1,010,000	539,327	470,673	
地域密着型介護料収入	47,200,000	24,383,708	22,816,292	
(介護報酬収入)	42,000,000	21,773,727	20,226,273	
介護報酬収入	40,600,000	21,072,362	19,527,638	
介護予防報酬収入	1,400,000	701,365	698,635	
(利用者負担金収入)	5,200,000	2,609,981	2,590,019	
介護負担金収入(公費)	200,000	96,897	103,103	
介護負担金収入(一般)	4,800,000	2,434,309	2,365,691	
介護予防負担金収入(一般)	200,000	78,775	121,225	
居宅介護支援介護料収入	8,670,000	4,330,670	4,339,330	
居宅介護支援介護料収入	8,670,000	4,330,670	4,339,330	
利用者等利用料収入	93,109,000	46,295,630	46,813,370	
施設サービス利用料収入	6,480,000	3,231,468	3,248,532	
居宅介護サービス利用料収入	2,530,000	1,339,500	1,190,500	
(介)居宅介護サービス利用料収入	2,030,000	1,023,100	1,006,900	
(予)居宅介護サービス利用料収入	500,000	316,400	183,600	
地域密着型介護サービス利用料収入	1,500,000	585,530	914,470	
食費収入(公費)	13,530,000	6,944,090	6,585,910	
食費収入(一般)	34,124,000	16,864,470	17,259,530	
居住費収入(公費)	6,220,000	3,233,740	2,986,260	
居住費収入(一般)	27,930,000	13,821,620	14,108,380	
その他の利用料収入	795,000	275,212	519,788	
その他の事業収入	2,690,000	1,026,804	1,663,196	
補助金事業収入	1,300,000	820,000	480,000	
受託事業収入	590,000	93,929	496,071	
その他の事業収入	930,000	112,875	817,125	
(保険等査定減)	△130,000		△130,000	
保育事業収入	1,891,342,055	953,435,449	937,906,606	
施設型給付費収入	159,049,255	78,078,090	80,971,165	
施設型給付費収入	130,369,255	63,823,990	66,545,265	
施設型給付費収入	113,468,255	55,334,850	58,133,405	
処遇改善収入(基本)	13,083,000	6,626,710	6,456,290	
処遇改善収入(賃金改善)	3,818,000	1,862,430	1,955,570	
利用者負担金収入	28,680,000	14,254,100	14,425,900	
利用者負担金収入	28,680,000	14,254,100	14,425,900	

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
地域型保育給付費収入	52,690,000	24,976,070	27,713,930	
地域型保育給付費収入	46,690,000	21,668,560	25,021,440	
地域型保育給付費収入	41,267,000	21,029,720	20,237,280	
処遇改善収入(基本)	4,241,000	638,830	3,602,170	
処遇改善収入(賃金改善)	1,182,000	10	1,181,990	
利用者負担金収入	6,000,000	3,307,510	2,692,490	
利用者負担金収入	6,000,000	3,307,510	2,692,490	
特例地域型保育給付費収入	7,130,000	1,377,380	5,752,620	
特例地域型保育給付費収入	5,830,000	1,090,380	4,739,620	
特例地域型保育給付費収入	5,100,000	1,090,380	4,009,620	
処遇改善収入(基本)	550,000		550,000	
処遇改善収入(賃金改善)	180,000		180,000	
利用者負担金収入	1,300,000	287,000	1,013,000	
利用者負担金収入	1,300,000	287,000	1,013,000	
委託費収入	905,585,000	449,256,380	456,328,620	
委託費収入	905,585,000	449,256,380	456,328,620	
委託費収入	802,238,000	397,542,040	404,695,960	
処遇改善収入(基本)	78,895,000	39,583,260	39,311,740	
処遇改善収入(賃金改善)	24,452,000	12,131,080	12,320,920	
委託料収入	235,974,000	117,987,006	117,986,994	
運営委託料収入	235,974,000	117,987,006	117,986,994	
その他の事業収入	530,913,800	281,760,523	249,153,277	
補助金事業収入	522,545,800	276,779,012	245,766,788	
延長保育促進事業収入	2,000,000	1,083,000	917,000	
乳児保育促進事業収入	1,800,000	891,000	909,000	
低年齢児保育士特別配置収入	2,000,000	287,750	1,712,250	
休日・夜間支援事業収入	1,000,000	712,250	287,750	
市区町村補助金収入	25,540,000	14,263,050	11,276,950	
雇用促進補助金収入	480,000	400,000	80,000	
都道府県補助金収入	1,000,000		1,000,000	
法外扶助費収入	442,304,000	221,531,366	220,772,634	
その他補助金収入	28,600,000	28,706,486	△106,486	
延長夕食料収入	725,000	415,390	309,610	
延長保育料収入	8,633,800	3,954,110	4,679,690	
一時保育利用料収入	8,013,000	4,296,610	3,716,390	
休日保育利用料収入	450,000	238,000	212,000	
受託事業収入	972,000	855,000	117,000	
その他の事業収入	7,396,000	4,126,511	3,269,489	
その他収入	7,396,000	4,126,511	3,269,489	
学童保育事業収入	31,553,000	16,342,425	15,210,575	
学童保育事業収入	30,278,000	15,744,552	14,533,448	
補助金収入	16,442,000	8,199,000	8,243,000	
保育料収入	12,067,000	6,243,784	5,823,216	
延長料収入	419,000	224,500	194,500	
給食料収入	568,000	301,400	266,600	
一時保育料収入	782,000	775,868	6,132	
その他の事業収入	1,275,000	597,873	677,127	
補助金事業収入		125,000	△125,000	
その他の事業収入	1,275,000	472,873	802,127	
病児保育事業収入	20,801,000	11,958,830	8,842,170	
病児保育事業収入	20,709,000	11,853,500	8,855,500	
委託料収入	18,300,000	10,612,000	7,688,000	
利用料収入	2,409,000	1,241,500	1,167,500	
その他の事業収入	92,000	105,330	△13,330	
補助金事業収入		48,000	△48,000	

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
その他の事業収入	92,000	57,330	34,670	
借入金利息補助金収入	1,533,000	793,854	739,146	
借入金利息補助金収入	1,533,000	793,854	739,146	
経常経費寄附金収入		95,000	△95,000	
経常経費寄附金収入		95,000	△95,000	
受取利息配当金収入	42,760	17,728	25,032	
受取利息配当金収入	42,760	17,728	25,032	
その他の収入	24,765,800	11,660,623	13,105,177	
受入研修費収入	160,000	164,000	△4,000	
利用者等外給食費収入	14,888,000	7,973,176	6,914,824	
雑収入	9,717,800	3,523,447	6,194,353	
事業活動収入計(1)	2,453,686,615	1,234,341,401	1,219,345,214	
支出				
人件費支出	1,727,256,800	844,219,490	883,037,310	
役員報酬支出	3,000,000		3,000,000	
職員給料支出	953,751,800	472,930,248	480,821,552	
職員俸給支出	709,672,000	344,797,627	364,874,373	
資格手当支出	4,334,000	2,253,762	2,080,238	
特殊業務手当支出	21,330,000	10,694,819	10,635,181	
扶養手当支出	3,999,800	2,272,660	1,727,140	
管理職手当支出	7,274,000	4,415,000	2,859,000	
超過勤務手当支出	43,892,000	23,530,549	20,361,451	
通勤手当支出	28,633,000	15,068,983	13,564,017	
休日出勤手当支出	560,000	357,595	202,405	
調整手当支出	54,257,000	25,755,894	28,501,106	
住宅手当	9,300,000	5,051,378	4,248,622	
処遇改善手当	70,500,000	38,731,981	31,768,019	
職員賞与支出	212,158,000	86,564,169	125,593,831	
非常勤職員給与支出	305,164,000	155,189,578	149,974,422	
賃金支出	296,082,000	152,040,301	144,041,699	
嘱託医手当支出	9,082,000	3,149,277	5,932,723	
派遣職員費支出	28,505,000	13,459,941	15,045,059	
退職給付支出	23,465,000	22,623,214	841,786	
法定福利費支出	201,213,000	93,452,340	107,760,660	
健康保険料支出	68,063,000	33,830,032	34,232,968	
厚生年金保険料支出	114,611,000	55,957,863	58,653,137	
児童手当拠出金支出	1,947,000	1,218,054	728,946	
労働保険料支出	16,592,000	2,446,391	14,145,609	
事業費支出	300,913,000	156,282,690	144,630,310	
給食費支出	133,341,000	68,220,422	65,120,578	
介護用品費支出	4,422,000	2,652,301	1,769,699	
医薬品費支出	9,820,000	4,784,656	5,035,344	
診療・療養等材料費支出	950,000	293,528	656,472	
保健衛生費支出	4,020,000	1,079,346	2,940,654	
医療費支出	560,000	283,523	276,477	
教養娯楽費支出	775,000	366,726	408,274	
日用品費支出	319,000	74,592	244,408	
保育材料費支出	33,003,000	12,864,792	20,138,208	
保育用具支出	18,574,000	8,087,449	10,486,551	
図書費支出	3,407,000	1,656,860	1,750,140	
行事費支出	6,091,000	2,014,478	4,076,522	
炊具食器費支出	4,931,000	1,106,005	3,824,995	
水道光熱費支出	55,026,000	25,359,815	29,666,185	
燃料費支出	83,000	2,088	80,912	
消耗器具備品費支出	25,360,000	13,781,726	11,578,274	

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
保険料支出	6,060,000	3,910,750	2,149,250	
賃借料支出	20,147,000	10,006,140	10,140,860	
車輛費支出	5,577,000	2,771,858	2,805,142	
管理費返還支出		9,453,412	△9,453,412	
雑支出	1,450,000	377,015	1,072,985	
事務費支出	223,267,200	98,619,461	124,647,739	
福利厚生費支出	9,012,000	4,499,492	4,512,508	
職員被服費支出	1,038,000	326,688	711,312	
旅費交通費支出	18,119,000	7,215,494	10,903,506	
研修研究費支出	13,159,000	4,029,799	9,129,201	
事務消耗品費支出	11,576,600	4,973,870	6,602,730	
印刷製本費支出	110,000		110,000	
水道光熱費支出		106,950	△106,950	
燃料費支出		1,210	△1,210	
修繕費支出	11,962,000	5,382,073	6,579,927	
通信運搬費支出	7,805,000	4,477,894	3,327,106	
会議費支出	390,000	147,398	242,602	
広報費支出	12,878,000	5,823,072	7,054,928	
業務委託費支出	53,628,000	23,660,923	29,967,077	
手数料支出	22,449,000	10,622,081	11,826,919	
保険料支出	550,000	102,990	447,010	
賃借料支出	2,000,000	633,967	1,366,033	
土地・建物賃借料支出	40,318,600	17,173,003	23,145,597	
租税公課支出	190,000	379,200	△189,200	
保守料支出	14,055,000	7,394,602	6,660,398	
渉外費支出	659,000	294,960	364,040	
諸会費支出	461,000	324,240	136,760	
雑支出	2,907,000	1,049,555	1,857,445	
利用者負担軽減額	1,640,000	487,287	1,152,713	
利用者負担軽減額	1,640,000	487,287	1,152,713	
支払利息支出	15,712,000	8,346,536	7,365,464	
支払利息支出	15,712,000	8,346,536	7,365,464	
その他の支出	1,971,000	950,248	1,020,752	
利用者等外給食費支出	1,630,000	950,248	679,752	
雑支出	341,000		341,000	
事業活動支出計(2)	2,270,760,000	1,108,905,712	1,161,854,288	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	182,926,615	125,435,689	57,490,926	
<b>【施設整備等による収支】</b>				
収入				
<b>【施設整備等による収支】</b>				
施設整備等補助金収入	316,744,000	74,957,500	241,786,500	
施設整備等補助金収入	314,544,000	73,900,000	240,644,000	
設備資金借入金元金償還補助金収入	2,200,000	1,057,500	1,142,500	
設備資金借入金収入	331,500,000	165,691,000	165,809,000	
設備資金借入金収入	331,500,000	165,691,000	165,809,000	
設備資金借入金収入	192,000,000	10,000,000	182,000,000	
保育所施設整備借入金収入	139,500,000	155,691,000	△16,191,000	
施設整備等収入計(4)	648,244,000	240,648,500	407,595,500	
支出				
設備資金借入金元金償還支出	67,354,200	41,922,600	25,431,600	
設備資金借入金元金償還支出	67,354,200	41,922,600	25,431,600	
設備資金借入金元金償還支出	65,350,200	41,922,600	23,427,600	
保育所施設整備借入金償還支出	2,004,000		2,004,000	
固定資産取得支出	615,434,597	195,646,677	419,787,920	
基本財産建物取得支出	5,009,597	4,563,637	445,960	



勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
建物取得支出	291,514,000		291,514,000	
構築物取得支出	7,910,000	3,284,280	4,625,720	
車両運搬具取得支出	3,000,000	1,210,000	1,790,000	
器具及び備品取得支出	37,187,000	6,724,779	30,462,221	
建設仮勘定支出	270,814,000	179,863,981	90,950,019	
施設整備等支出計(5)	682,788,797	237,569,277	445,219,520	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△34,544,797	3,079,223	△37,624,020	
<b>【その他の活動による収支】</b>				
収入				
<b>【その他の活動による収支】</b>				
積立資産取崩収入	20,000	98,304	△78,304	
退職給付引当資産取崩収入	20,000	98,304	△78,304	
拠点区分間長期借入金収入	7,500,000	12,343,465	△4,843,465	
拠点区分間長期借入金収入	7,500,000	12,343,465	△4,843,465	
拠点区分間長期貸付金回収収入	61,297,000	75,381,202	△14,084,202	
拠点区分間長期貸付金回収収入	61,297,000	75,381,202	△14,084,202	
拠点区分間繰入金収入	123,400,000	12,059,818	111,340,182	
拠点区分間繰入金収入	123,400,000	12,059,818	111,340,182	
サービス区分間繰入金収入	12,300,000		12,300,000	
サービス区分間繰入金収入	12,300,000		12,300,000	
その他の活動による収入		481,000	△481,000	
差入保証金収入		481,000	△481,000	
その他の活動収入計(7)	204,517,000	100,363,789	104,153,211	
支出				
長期運営資金借入金元金償還支出	14,656,800	7,328,400	7,328,400	
長期運営資金借入金元金償還支出	14,656,800	7,328,400	7,328,400	
積立資産支出	49,687,700	8,127,739	41,559,961	
退職給付引当資産支出	15,687,700	8,127,739	7,559,961	
人件費積立資産支出	10,000,000		10,000,000	
保育所施設・整備積立資産支出	24,000,000		24,000,000	
拠点区分間長期貸付金支出	7,500,000	16,840,383	△9,340,383	
拠点区分間長期貸付金支出	7,500,000	16,840,383	△9,340,383	
拠点区分間長期借入金返済支出	61,297,000	75,381,202	△14,084,202	
拠点区分間長期借入金返済支出	61,297,000	75,381,202	△14,084,202	
拠点区分間繰入金支出	118,000,000	12,059,818	105,940,182	
拠点区分間繰入金支出	118,000,000	12,059,818	105,940,182	
サービス区分間繰入金支出	12,300,000		12,300,000	
サービス区分間繰入金支出	12,300,000		12,300,000	
その他の活動による支出	2,818,720	976,340	1,842,380	
差入保証金支出	888,720	965,720	△77,000	
長期前払費用支出	1,900,000		1,900,000	
リサイクル預託金支出	30,000	10,620	19,380	
その他の活動支出計(8)	266,260,220	120,713,882	145,546,338	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△61,743,220	△20,350,093	△41,393,127	
当期資金収支差額合計(11)=3+6+9-10	86,638,598	108,164,819	△21,526,221	
前期末支払資金残高(12)	316,516,663	316,516,663		
当期末支払資金残高(11)+(12)	403,155,261	424,681,482	△21,526,221	

社会福祉法の一部改正により、社会福祉法人が地域公益事業を実施する場合、住民その他の関係者の意見を聴く機関として地域協議会の意見を聴くこととされ、所轄庁（県）はこの地域協議会を設置することが義務づけられた。この地域協議会については、可能な限り既存の会議体を活用することとされており、地域協議会の趣旨・目的・討議事項等と社会福祉審議会の趣旨・目的等が一致すると考えられることから、社会福祉審議会に地域協議会の機能を付託しようというものである。

## 1 制度の概要等

- 改正社会福祉法により、社会福祉充実残額を保有する社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、社会福祉事業又は地域公益事業等の実施に再投下することが求められる。
- 地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないこととされている。
- その際、社会福祉法人に対して、できるだけ円滑かつ公正中立な意見聴取が行えるようにするとともに、併せて地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図るため、各地域において「地域協議会」を設置する。

### (1) 地域協議会の実施責任

- ◆ 地域協議会の実施責任は、原則として所轄庁（県）が有するものとし、その運営主体は、所轄庁（県）が地域の实情に応じて決定する。
- ◆ 所轄庁（県）は、地域協議会の立ち上げを支援するとともに、円滑な意見聴取が行われるよう、必要な調整を行うものとする。
- ◆ 所轄庁（県）は、社会福祉法人の社会福祉充実計画の策定スケジュールに合わせ、適切に地域協議会が開催されるよう、所管地域の地域協議会に対し、必要な働きかけを行う。
- ◆ 地域協議会は、効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用するものとする。
- ◆ 都道府県は、管内の地域協議会の設置状況を集約し、社会福祉法人に対する情報提供を行うとともに、空白が生じている地域がある場合には、自ら設置する地域協議会において意見聴取を行えるようにするなど、必要な措置を講ずるものとする。

### (2) 地域協議会の実施エリアについて

- ◆ 地域協議会の実施エリアは、原則として所轄庁（県）単位とする。

### (3) 地域協議会の構成員について

- ◆ 地域協議会の構成員は、以下の者を想定しつつ、地域の实情に応じて所轄庁（県）が定める。
  - ① 学識経験者
  - ② 保健医療福祉サービス事業者
  - ③ 民生委員・児童委員
  - ④ サービス利用（予定）者である地域住民
  - ⑤ 福祉行政職員（町村職員を含む。）
  - ⑥ 社会福祉協議会

### (4) 地域協議会の役割について

- ◆ 地域協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、所轄庁（県）が適宜開催することとし、例えば以下のような点について、討議を行う。

- ①地域の福祉課題に関すること
- ②地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- ③社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見
- ④関係機関との連携に関すること

- ◆ また、地域協議会は、地域公益事業を行う社会福祉法人による意見聴取の場としての役割のみならず、
  - ①地域公益事業の実施状況の確認、助言
  - ②地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有
  - ③地域の関係者の連携の在り方
 などについて、定期的に討議することを通じて、地域福祉推進のためのツールとして活用していくことが有用であると考えられる。
- ◆ 地域協議会における討議の内容は、社会福祉法人が自ら地域公益事業を行う上で、参酌すべき参考意見ではあるが、他方、法人の経営の自主性は最大限尊重されるべきことである。

## 2 所轄庁(県)の実施方針

### (1)本県の方針

- ◆ 社会福祉審議会の趣旨、目的に、地域協議会の目的(社会福祉に関する事項)も含まれ、また、構成員も多彩であり、国が要求している構成要件を満たすことから、最もふさわしいと思われる。
- ◆ 開催回数 年3回

### (2)他県の状況

#### ○島根県

- ・県の社会福祉審議会の福祉部会を活用したいと考えている。
- ・条例改正は必要ないと考えている。

### (参考1)

社会福祉審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について(平成27年2月12日)【抜粋】

### (4)「地域協議会」について

- ・ 社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズが適切に反映されるよう、「地域協議会」を開催することが適当である。
- ・ 「地域協議会」の機能としては、
  - ①社会福祉法人が実施する「地域における公益的な取組」に係る地域における福祉ニーズの把握、
  - ②「地域における公益的な取組」の実施体制の調整等(複数の法人が連携・協働した事業の実施についての検討・調整)
  - ③「地域における公益的な取組」の実施状況の確認が考えられ、「地域協議会」が社会福祉法人による地域福祉活動の推進の基盤となることが期待される。
- ・ 「地域協議会」は、所轄庁が地域ケア推進会議等の既存の協議会を活用するなどして開催することとし、その運営については、社会福祉協議会が中心的な役割を果たすケースが想定される。  
 具体的には、各協議会の代表者、地域住民、所轄庁・関係市町村等が参加し、「地域における公益的な取組」を実施しようとする社会福祉法人が、可能な範囲で制度横断的に地域における福祉ニーズを把握できる場を設けることが基本であるが、各地域における福祉に関する協議会の設置状況、活動状況を踏まえた柔軟な運用を認める必要がある。  
 また、既存の福祉に関する協議会の多くは地方公共団体が設置するものであることから、円滑に地域ニーズを把握する機会を得られるよう所轄庁において関係市町村と連携することが求められる。

### (参考2)

改正社会福祉法・社会福祉充実計画関係

### (社会福祉充実計画の承認)

第五十五条の二 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるとき

は、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という。)において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第一号において「新規事業」という。)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第十一項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。

- 一 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額
  - 二 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額
- 2 前項の承認の申請は、第五十九条の規定による届出と同時にに行わなければならない。
  - 3 社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
    - 一 既存事業(充実する部分に限る。)又は新規事業(以下この条において「社会福祉充実事業」という。)の規模及び内容
    - 二 社会福祉充実事業を行う区域(以下この条において「事業区域」という。)
    - 三 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額(第五項において「事業費」という。)
    - 四 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額(第五項及び第九項第一号において「社会福祉充実残額」という。)
    - 五 社会福祉充実計画の実施期間
    - 六 その他厚生労働省令で定める事項
  - 4 社会福祉法人は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。
    - 一 社会福祉事業又は公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業に限る。)
    - 二 公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第六項及び第九項第三号において「地域公益事業」という。)
    - 三 公益事業(前二号に掲げる事業を除く。)
  - 5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴かななければならない。
  - 6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かななければならない。
  - 7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。
  - 8 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うものとする。
  - 9 所轄庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
    - 一 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであること。
    - 二 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。
    - 三 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。
    - 四 その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
  - 10 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第二号及び第三号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
  - 11 第一項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつた社会福祉充実計画(次条第一項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第五十五条の四において「承認社会福祉充実計画」という。)に従つて事業を行わなければならない。

(参考3)

改正社会福祉法施行規則・社会福祉充実計画関係

(社会福祉充実計画の記載事項)

第六条の十五 法第五十五条の二第三項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりである。

一～三 略

四 法第五十五条の二第六項の規定に基づき行う意見の聴取の結果

五 略

## 地域協議会の開催日程

(主な業務) 1 地域公益事業を行う計画の申請に先立ち、社会福祉法人が住民その他関係者から意見聴取する。  
2 所轄庁(県)が地域公益事業の実施状況を確認する。

(実施回数) 年3回

第1回: 新規社会福祉充実計画の意見聴取

第2回: 新規申請及び同計画の変更申請

第3回: 新規申請及び同計画の変更申請、地域公益事業の実施状況確認

年	月	法人	所轄庁
平成29年度	5	社会福祉充実残額の算定	算定結果の確認
	6	新規社会福祉充実計画の作成 (要件) 公認会計士等からの意見聴取  地域協議会への意見聴取  理事会・定時評議員会による承認  所轄庁(県)への申請  計画の実施	法人からの要請に基づき地域協議会の開催     計画の審査  計画の承認
	10	新規社会福祉充実計画の作成 社会福祉充実計画の変更の申請 (要件) 公認会計士等からの意見聴取  地域協議会への意見聴取  理事会・評議員会による承認  所轄庁(県)への申請  計画の実施	法人からの要請に基づき地域協議会の開催     計画の審査  計画の承認
平成30年度以降	2	新規社会福祉充実計画の作成 社会福祉充実計画の変更の申請 (要件) 公認会計士等からの意見聴取  地域協議会への意見聴取  理事会・評議員会による承認  所轄庁(県)への申請  計画の実施	法人からの要請に基づき地域協議会の開催 (地域公益事業の実施状況の確認)    計画の審査  計画の承認
	5  6	社会福祉充実残額の再計算  社会福祉充実計画の変更の申請 (要件) 公認会計士等からの意見聴取  地域協議会への意見聴取  理事会・評議員会による承認  所轄庁(県)への申請  計画の実施  (以下、平成29年度と同じ。)	法人からの要請に基づき地域協議会の開催     計画の審査  計画の承認  (以下、平成29年度と同じ。)

# 報 告

**報告才  
(資料4)**

心身障害者福祉専門分科会は、鳥取県社会福祉審議会規程第5条第2項の規定に基づき、平成27年12月10日、平成28年3月10日、同年6月6日及び同年10月13日に開催された審査部会において決議された下記事項について、同規程第9条の規定により報告します。

## 記

### 1 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定について

次の医師について指定を適当と認めた。

答申年月日	診断に係る障害の範囲	診療科目	氏名	勤務先
平成27年 12月18日	呼吸器機能障害	呼吸器・感染症内科	加藤 和宏	米子市皆生新田一丁目8-1 山陰労災病院
同上	聴覚・平衡機能障害 音声言語機能障害	耳鼻咽喉科	麻木 俊宏	鳥取市尚徳寺117 鳥取赤十字病院
同上	呼吸器機能障害	呼吸器内科	富田 桂公	米子市車尾4丁目17-1 米子医療センター
同上	小腸機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	外科	安宅 正幸	米子市両三柳1880 博愛病院
同上	音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 呼吸器機能障害	神経内科	足立 正	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
平成28年 3月16日	肝臓機能障害	内科	岸本 洋輔	倉吉市山根43-1 藤井政雄記念病院
同上	小腸機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	外科	竹本 大樹	米子市両三柳1880 博愛病院
同上	肢体不自由	整形外科	武田 知加子	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
同上	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	感染症内科	山根 一和	米子市車尾4丁目17-1 米子医療センター
平成28年 6月16日	肢体不自由	脳神経外科	竹内 啓九	倉吉市瀬崎町2714-1 野島病院
同上	肢体不自由	神経内科	三宅 正大	倉吉市瀬崎町2714-1

				野島病院
平成 28 年 6 月 16 日	視覚障害	眼科	三宅 瞳	米子市西町 3 6 - 1 鳥取大学医学部附属病院
同上	視覚障害	眼科	佐々木 慎一	米子市西町 3 6 - 1 鳥取大学医学部附属病院
同上	視覚障害	眼科	稲田 耕大	米子市西町 3 6 - 1 鳥取大学医学部附属病院
同上	心臓機能障害	心臓血管外科	白谷 卓	鳥取市江津 7 3 0 鳥取県立中央病院
同上	視覚障害	眼科	瀬戸川 章	南部町倭 4 8 5 - 1 さいはく眼科クリニック
同上	平衡機能障害 音声・言語・そしゃ く機能障害 心臓機能障害 呼吸器機能障害 肢体不自由	リハビリテー ション科	吉田 一成	米子市上福原 7 丁目 1 3 - 3 鳥取県立総合療育センター
平成 28 年 10 月 19 日	肢体不自由	脳神経小児科	成田 綾	米子市西町 3 6 - 1 鳥取大学医学部附属病院
同上	肢体不自由	脳神経小児科	西村 洋子	米子市西町 3 6 - 1 鳥取大学医学部附属病院
同上	肝臓機能障害	消化器内科	的野 智光	米子市西町 3 6 - 1 鳥取大学医学部附属病院
同上	心臓機能障害	心臓血管外科	宮坂 成人	鳥取市江津 7 3 0 鳥取県立中央病院
同上	肢体不自由	神経内科	渡邊 達三	米子市淀江町佐陀 2 1 6 9 米子東病院

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 4 条第 2 項の規定による医療機関の指定について

次の医療機関について、指定を適当と認めた。

答申年月日	医療機関名	担当する自立支援 医療の種類	主に担当する医師名
平成 28 年 6 月 16 日	鳥取市湖山町北二 丁目 5 5 5 尾崎病院	育成医療・更生医療	整形外科：鱸 俊朗 (担当する医療の種類：整形 外科)



3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定による医療機関の変更の承認について

次の指定医療機関について、変更を承認することを適当と認めた。

答申年月日	医療機関名	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
平成27年 12月18日	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属 病院	主として担 当する医師 の変更	中山 敏 (担当する医療の 種類:形成外科)	八木 俊路朗 (担当する医療の 種類:形成外科)	平成27年 7月18日
平成28年 6月16日	米子市上福原7丁目 13-3 鳥取県立総合療育セ ンター	主として担 当する医師 の変更	鱸 俊朗 (担当する医療の 種類:整形外科)	片桐 浩史 (担当する医療の 種類:整形外科)	平成28年 4月1日
同上	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院	主として担 当する医師 の変更	鈴木 健男 (担当する医療の 種類:耳鼻いんこう 科)	松田 英賢 (担当する医療の 種類:耳鼻いんこう 科)	平成28年 4月1日
同上	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院	主として担 当する医師 の変更	山本 哲章 (担当する医療の 種類:整形外科)	村田 雅明 (担当する医療の 種類:整形外科)	平成28年 4月1日
平成28年 10月19日	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院	主として担 当する医師 の変更	福島 明 (担当する医療の 種類:整形外科)	高橋 敏明 (担当する医療の 種類:整形外科)	平成27年 4月1日
同上	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属 病院	主として担 当する医師 の変更	渡辺 高志 (担当する医療の 種類:脳神経外科)	黒崎 雅道 (担当する医療の 種類:脳神経外科)	平成28年 4月1日
同上	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院	主として担 当する医師 の変更	森本 啓介 (担当する医療の 種類:心臓血管外 科)	宮坂 成人 (担当する医療の 種類:心臓血管外 科)	平成28年 10月1日
同上	鳥取生協病院	主として担 当する医師 の変更	木村 信行 (担当する医療の 種類:腎臓)	岡田 睦博 (担当する医療の 種類:腎臓)	平成28年 9月20日

4 身体障害者福祉法施行令第5条第1項の規定による身体障害者手帳交付申請の却下について

次の者の身体障害者手帳の申請について、却下が適当であると認めた。

答申年月日	氏名	却下理由
平成28年3月16日	A (新規)	<p>上肢機能障害の認定基準において障害程度（7級）に該当するものは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一上肢の手指の機能の軽度の障害</li> <li>2 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害</li> <li>3 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの</li> <li>4 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものとされている。</li> </ol> <p>当該申請者は、右小指欠損との診断であるが、当該小指は、第一指骨間関節が残存しているため、第一指骨間関節以上を欠くものを基準としている「指を欠くもの」には該当しない。</p> <p>親指以外の各指については、筋力半減で、関節可動域も狭くなっていることが認められるが、中手指節（MP）は筋力・関節可動域ともに正常域であるため、全体的には著しい障がいとは認められない。</p> <p>従って、右上肢の各指に機能障害は認められないことから、却下が妥当である。</p>
平成28年10月19日	B (新規)	<p>膝関節の機能障害について、身体障害認定基準より「著しい障害」（5級）の具体的な例は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関節可動域30度以下のもの</li> <li>2 徒手筋力テストで3に相当するもの</li> <li>3 中等度の動揺関節</li> </ol> <p>「軽度の障害」（7級）の具体的な例は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関節可動域90度以下のもの</li> <li>2 徒手筋力テストで4に相当するもの又は筋力低下で2km以上の歩行ができないもの</li> <li>3 軽度の動揺関節</li> </ol> <p>とされている。</p> <p>当該申請者の診断内容から、左膝関節の徒手筋力テストは4に相当することや、動作・活動の状況については、正座困難でかがめないとの記載はあるものの、チェック項目については全て○となっている。</p> <p>このことから、左膝関節は「軽度の障害」（7級）として認定することが妥当である。</p> <p>ただし、7級の障害は1つのみでは、身体障害者手帳の交付対象とならないことから、手帳交付申請については却下が妥当である。</p>

## 報 告

児童福祉専門分科会は、鳥取県社会福祉審議会規程第4条第4項第4号に基づき、下記事項について平成28年11月16日に決議したので、同規程第8条の規定により報告します。

### 記

#### 児童福祉法施行令第29条に規定する里親の認定に必要な決議

次の者についての認定を、適当と認めた。

区 分	住 所	答申年月日
養子縁組里親	兵 庫 県	H28. 12. 9
養子縁組里親	鳥 取 市	H28. 12. 9

# 報 告

児童福祉専門分科会は、鳥取県社会福祉審議会規程第5条第4項第3号に基づき、下記事項について平成28年11月16日及び平成29年1月11日に意見したので、同規程第9条の規定により報告します。

## 記

### 児童福祉法第33条第5項に規定する意見

#### 1 平成28年11月16日開催の児童福祉専門分科会

親権者の意に反して2か月を超える一時保護の事案に対する意見	○母親から虐待を受けていると判断される事案であり、子どもの安全を確保できない現状から、一時保護は適当。
-------------------------------	---

#### 2 平成29年1月11日開催の児童福祉専門分科会

上記一時保護事案について、更に2か月经過する引き続きの一時保護に対する意見	○現状では、子どもの安全確保、健全育成という観点から、引き続きの一時保護は適当。
---------------------------------------	--

#### 【参考】児童福祉法第33条第5項

前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでない。